

徳島市 次世代育成支援対策 行動計画

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

はじめに

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまちづくりを目指し、平成 17 年 3 月に「徳島市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を策定してから、5 年が経過しました。

この間、本市では、この前期計画に基づき、保育所待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、こんにちは赤ちゃん事業の開始や乳幼児に対する医療費助成の拡大など様々な施策を実施し、子育て支援の充実に努めてまいりましたが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、少子化の流れを変えるまでには至らない状況となっております。

こうした中、前期計画が期間満了を迎えたことから、本市の子育て支援策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、新たに今後 5 年間の子育て支援対策を定めた「徳島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定いたしました。

計画の実施にあたっては、昨年 9 月に制定しました「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」の趣旨に基づき、本市が「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる子育てを支援する文化が根づいたまち」となるよう、市民の皆さまとともに、着実に一歩ずつ施策の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました関係者の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に対し、一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

徳島市長 原 秀樹

計画の目次



第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
5 計画の進行管理	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 人口・世帯の状況	4
2 少子化の状況	7
3 人口動態	10
4 就労の状況	13
5 保育所(園)・幼稚園・小学校等の状況	15
6 推計人口	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
3 主な視点	23
4 「家族・家庭」「地域」「事業者」「学校等」の目指すべき子育て支援	24
5 子育て支援施策の目指す方向	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 子どもに優しいまちづくり	28
(1) 親と子の健康の確保及び増進	28
(2) 子どもの成長に資する教育環境の整備	33
(3) 子どもの安全の確保	37
基本目標2 子育てに優しいまちづくり	39
(1) 育児不安への対応	39
(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減	43
(3) 子育てを支援する生活環境の整備	46
基本目標3 子育てを支援するまちづくり	51
(1) 子育てと仕事や社会活動の両立支援	51
(2) 子育てにおける男女共同参画の推進	56
事業の数値目標	57

第5章 計画の推進に向けて.....	58
1 庁内における総合的推進体制の充実.....	58
2 進行管理・評価・チェック.....	58
3 住民・関係団体等との協働体制.....	58
資料.....	59
次世代育成支援対策推進法.....	59
徳島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）策定経過.....	68
徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議設置要綱.....	69
徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議委員名簿.....	70
徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例.....	71
徳島市子育て支援推進本部設置要綱.....	74
徳島市子育て支援推進本部委員名簿.....	76
徳島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）における主要施策の整備目標.....	77
用語解説.....	82

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

国の推計による平成20年の出生数は、前年を上回ると見込まれているものの約109万人で、これは、20年前の平成元年との比較では約15万人、12%も減少しております。また、一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、総人口維持水準である2.07を昭和48年以降一貫して下回っており、平成19年には、前年を0.02ポイント上回ったものの、1.34という低い水準となっています。

急激な少子化は、経済の悪化や社会制度そのものにも影響を及ぼすものと予測されておりましたが、今まさに目の前の大きな問題となっております。

子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成し、少子化に歯止めをかけることが喫緊の課題となってきています。

この間、国においては平成6年に「エンゼルプラン」を打ち出し、その後、「少子化対策基本方針」及び「新エンゼルプラン」(平成11年)などにより、少子化対策を推進してきました。しかし社会の急激な変化に対応することが困難な状況も見受けられたため、平成15年7月に少子化対策を迅速かつ重点的に推進することを主な目的とした「次世代育成支援対策推進法」(以下、「推進法」という。)を制定し、地方公共団体及び企業に対して、平成26年度までの10年間に整備すべき少子化対策の具体的な数値目標を盛り込んだ「行動計画」の策定を義務付け、集中的・計画的な取り組みを促進することとなりました。

こうした状況を受け、本市においても「安心して子どもを生み健やかに育てることができるまちづくり」を基本理念として「徳島市次世代育成支援対策行動計画前期計画(平成17年度～平成21年度)」(以下、「前期計画」という。)を平成17年3月に策定し、保育所待機児童の解消や放課後児童クラブの拡充、幼稚園・保育所の第3子以降保育料無料化など子育て支援各施策の充実に努めてきました。

今回、策定する徳島市次世代育成支援対策行動計画後期計画(平成22年度～平成26年度)(以下、「後期計画」という。)は前期計画を踏まえ、推進法が失効するまでの後半5年間の本市における次世代育成支援対策の総まとめとして策定するものです。

2 計画の位置付け

後期計画は、推進法第8条第1項に基づき、これから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したもので、「徳島市総合計画 心おどる水都・とくしま」における、基本目標3「ぬくもりの社会づくり ~お互いを支えあい、すべての人が健やかに暮らすまち~」を実現するための具体的計画として、位置付けられるものです。

徳島市では後期計画を推進することによって、一人の子どもが生まれ成人するまでの間、少しでも子どもや子育て家庭の経済的・心理的負担を軽減し、誰もが安心して子育てができるまちづくりをしていきたいと考えています。

3 計画の期間

後期計画は、推進法で規定する10年間の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間に計画期間とします。

平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
前期計画期間									
				前期計画 の検証	後期計画期間				

4 計画の策定体制

後期計画は、第一副市長を本部長に部長級以上の職員 17 名からなる「徳島市子育て支援推進本部」（以下「子育て支援推進本部」という。）において策定作業を行いました。

また、策定に先立ち、市民の声を反映するため、ニーズ調査を実施するとともに、市民、関係団体、有識者等からなる市民会議を開催し、各方面から意見をいただき、参考としました。

（1）ニーズ調査の実施

後期計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成 21 年 1 月、「徳島市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

「徳島市次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	1,500 世帯	1,500 世帯
調査方法	郵送配布 - 郵送回収	
有効回収数	618 世帯	622 世帯
有効回収率	41.2%	41.5%
調査時期	平成 21 年 1 月 16 日 ~ 1 月 26 日	
調査地区	市内全域	

（2）次世代育成支援対策行動計画策定市民会議

後期計画の策定にあたり、市民、関係団体、有識者 17 名からなる「徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議」を開催し、前期計画の進捗状況や「ニーズ調査結果」を踏まえ、国の動向等に留意しながら、子育て支援の様々な課題について意見をいただきました。

5 計画の進行管理

後期計画に掲げた諸施策の円滑な実施と啓発に取り組み、適切な進行管理に努めます。

なお、後期計画の推進にあたっては、国の動向を踏まえるとともに、社会・経済情勢の変化や徳島市の子どもと家庭を取り巻く状況・保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて目標数値や施策内容の見直しを行います。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

徳島市の人口は、平成21年4月1日現在で258,142人です。昭和60年からの推移をみると、平成7年の268,706人をピークに、減少傾向にあります。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

（単位：人，％）

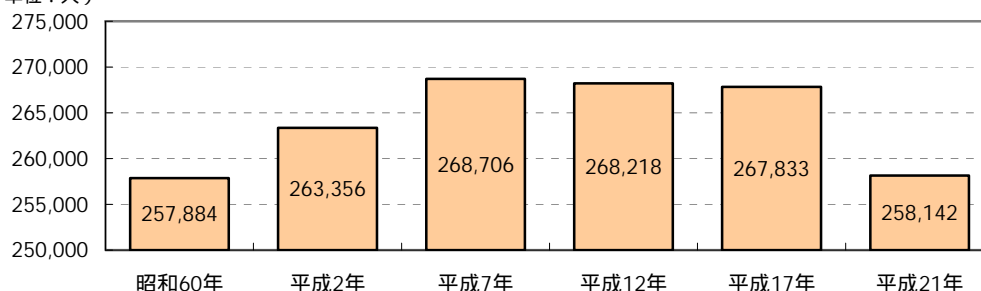
区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	
総人口	徳島市	257,884	263,356	268,706	268,218	267,833	258,142
	うち不詳	26	1,071	381	182	104	-
	徳島県	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	789,146
	うち不詳	48	1,656	526	530	181	-
	参考 全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	127,566,000
	うち不詳	41,346	326,357	130,973	228,561	482,341	-
年少人口 (0～14歳)	徳島市	52,527	46,933	42,880	38,797	35,839	34,289
	総人口比	20.4	17.8	16.0	14.5	13.2	13.3
	参考 徳島県	170,062	149,770	132,495	117,217	105,814	99,838
	総人口比	20.4	18.0	15.9	14.2	13.1	12.7
	参考 全国	26,033,218	22,486,239	20,013,239	18,472,499	17,521,234	17,123,000
	総人口比	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	13.4
生産年齢人口 (15～64歳)	徳島市	177,194	182,064	184,132	181,177	177,418	165,107
	総人口比	68.7	69.1	68.5	67.5	66.2	64.0
	参考 徳島県	553,858	551,067	541,945	525,724	506,642	480,637
	総人口比	66.3	66.3	65.1	63.8	62.6	60.9
	参考 全国	82,506,016	85,903,976	87,164,721	86,219,631	84,092,414	81,755,000
	総人口比	68.2	69.5	69.4	67.9	65.8	64.1
高齢人口 (65歳以上)	徳島市	28,137	33,288	41,313	48,062	54,922	58,746
	総人口比	10.9	12.6	15.4	17.9	20.5	22.8
	参考 徳島県	110,921	129,105	157,461	180,637	197,313	208,490
	総人口比	13.3	15.5	18.9	21.9	24.4	26.4
	参考 全国	12,468,343	14,894,595	18,260,822	22,005,152	25,672,005	28,687,000
	総人口比	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	22.5

注：平成21年の全国数値については、平成17年国勢調査による人口を基準人口とした推計人口。また、千人未満は四捨五入してあるため、合計の数値と内訳が一致しない場合がある

資料 昭和60年～平成17年：国勢調査 / 平成21年：住民基本台帳（4月1日現在）

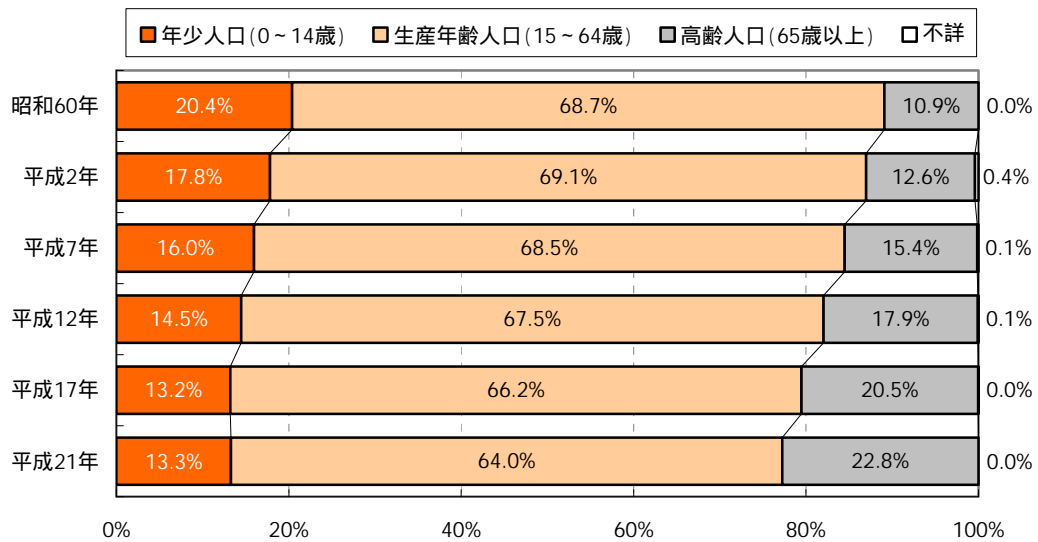
総人口の推移

（単位：人）



また、年齢階層別割合の推移をみると、昭和60年以降、年少人口(0～14歳)は20.4%から13.3%と7.1ポイント減少しているのに対し、逆に高齢人口(65歳以上)は10.9%から22.8%と11.9ポイント増加しており、徳島市においても少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

年齢3階層別人口構成の推移



(2) 世帯の状況

徳島市の一般世帯数は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 110,594 世帯となっており、昭和 60 年の 84,605 世帯から増加傾向にあります。その中で親と子ども世帯は少しずつ増加していますが、それ以上に単独世帯と夫婦のみの世帯が大幅に増加しており、核家族化が進んでいます。

一般世帯数の推移

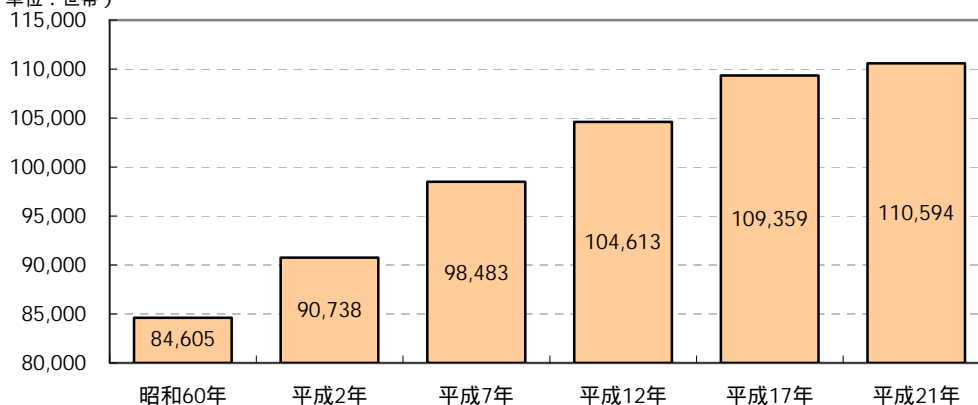
(単位：世帯)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
一般世帯数	84,605	90,738	98,483	104,613	109,359	110,594
核家族世帯	48,312	51,085	54,081	56,700	58,132	
夫婦のみの世帯	12,242	14,438	16,849	18,925	20,038	
親と子ども世帯	36,070	36,647	37,232	37,775	38,094	
その他親族世帯	16,057	15,328	14,364	13,050	11,941	
非親族世帯	208	120	288	391	489	
単独世帯	20,028	24,205	29,750	34,472	38,797	

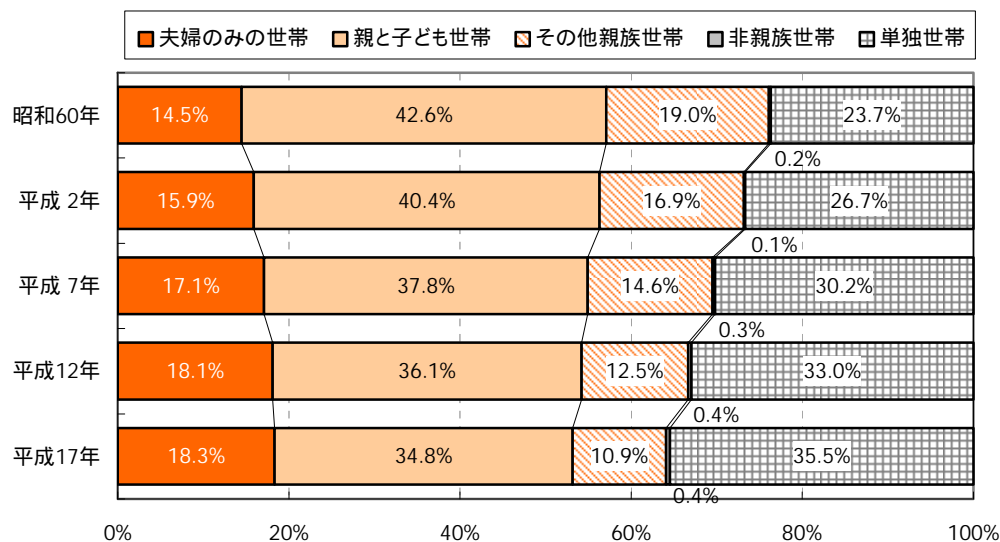
資料 昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査

平成 21 年：住民基本台帳（4 月 1 日現在）

(単位：世帯)



家族類型別世帯構成の推移



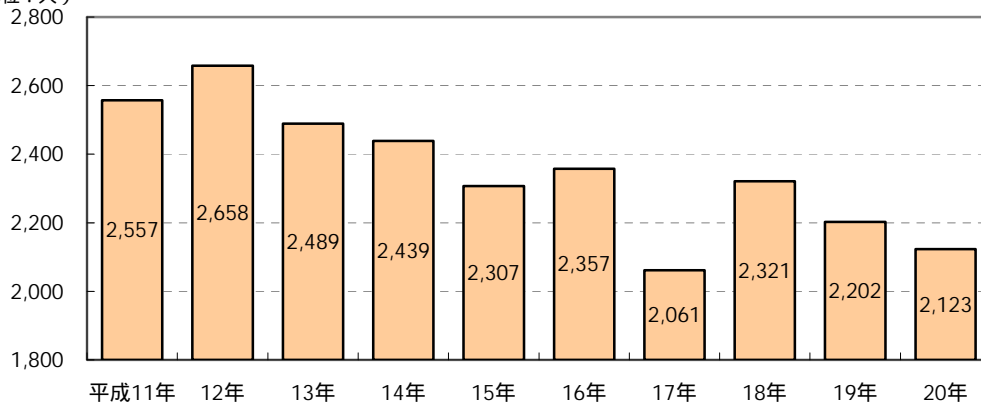
2 少子化の状況

(1) 出生数の推移

徳島市の出生数は第2次ベビーブームの出産期と思われる平成12年以降減少しており、平成18年には増加しましたが、平成19年には再び減少に転じています。

出生数の推移

(単位：人)



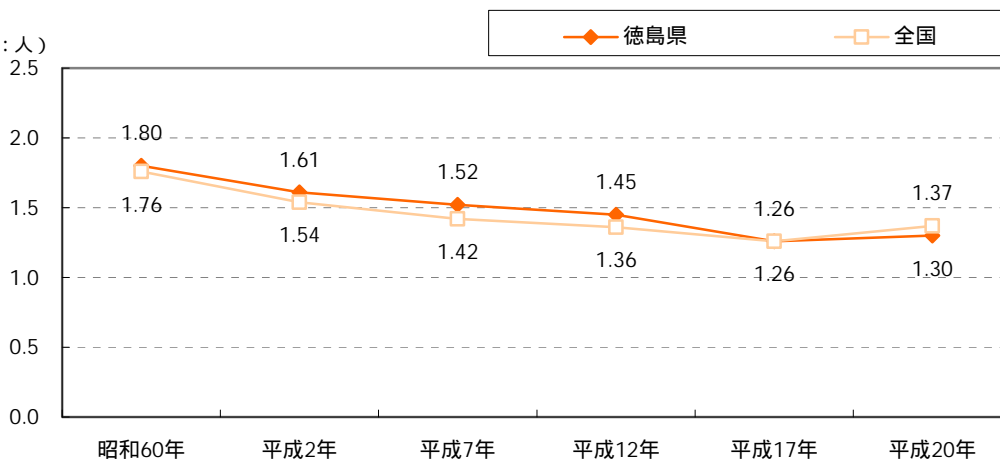
資料 徳島市統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

徳島県の合計特殊出生率は、昭和60年の1.80から平成20年では1.30と減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移

(単位：人)



資料 人口動態統計

(3) 児童数

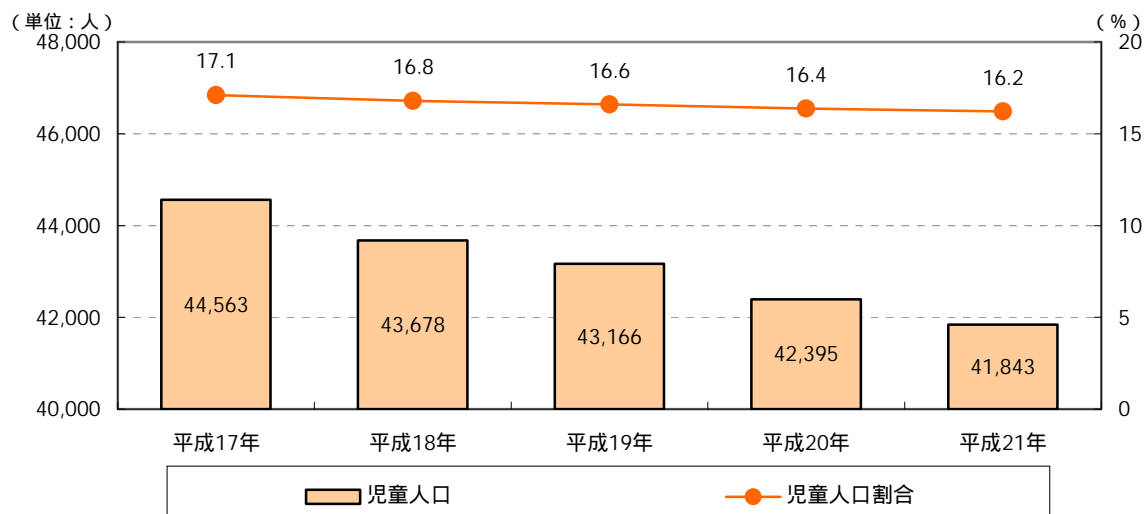
徳島市の児童人口は、平成17年の44,563人から平成21年は41,843人と減少を続けています。児童人口割合は平成17年の17.1%から平成21年には16.2%と、5年間で0.9ポイント減少しています。

総人口と児童人口（比率）の推移

(単位：人、%)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	261,359	260,228	260,159	258,799	258,142
児童人口(0~17歳)	44,563	43,678	43,166	42,395	41,843
(総人口比)	17.1	16.8	16.6	16.4	16.2
3歳未満	6,769	6,477	6,528	6,274	6,359
3~5歳	7,094	7,020	6,920	6,753	6,448
6~11歳(小学校)	14,751	14,558	14,374	14,180	14,045
12~14歳(中学校)	7,733	7,546	7,502	7,485	7,437
15~17歳	8,216	8,077	7,842	7,703	7,554

資料 住民基本台帳(各年4月1日現在)



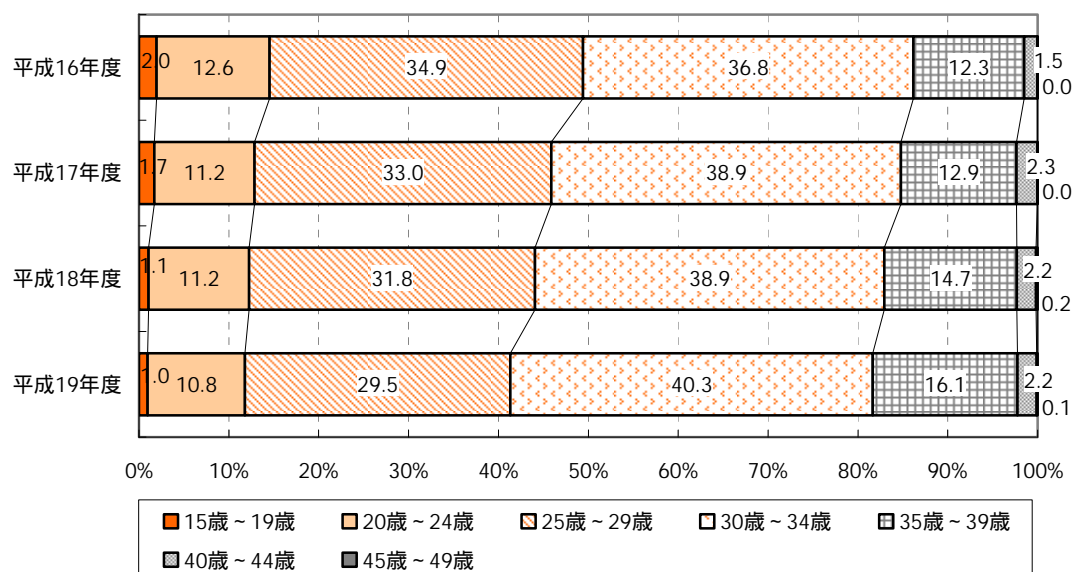
(4) 母親の年齢階級別出生数とその割合

徳島市の母親の年齢階級別出生数の割合をみると、25～29歳及び30～34歳が全体の約70%、35歳以上が約18%を占めています。また、平成16年に比べ、20歳代の出生数は減少していますが、30歳以上は増加しています。

母親の年齢階級別出生数とその割合の推移

(単位：人、%)

区 分		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
出生数・割合		2,338	100.0	2,044	100.0	2,323	100.0	2,186	100.0
母親の年齢	15歳～19歳	46	2.0	35	1.7	25	1.1	21	1.0
	20歳～24歳	294	12.6	228	11.2	260	11.2	237	10.8
	25歳～29歳	815	34.9	675	33.0	739	31.8	645	29.5
	30歳～34歳	860	36.8	795	38.9	903	38.9	882	40.3
	35歳～39歳	288	12.3	263	12.9	342	14.7	352	16.1
	40歳～44歳	34	1.5	47	2.3	50	2.2	47	2.2
	45歳～49歳	1	0.0	1	0.0	4	0.2	2	0.1



3 人口動態

(1) 自然動態、社会動態の推移

徳島市の人口動態は、自然動態においては平成 17 年以降減少傾向にあり、社会動態についても減少しています。平成 19 年以降、減少人口が 1,000 人以上となり、人口減少傾向が加速しています。

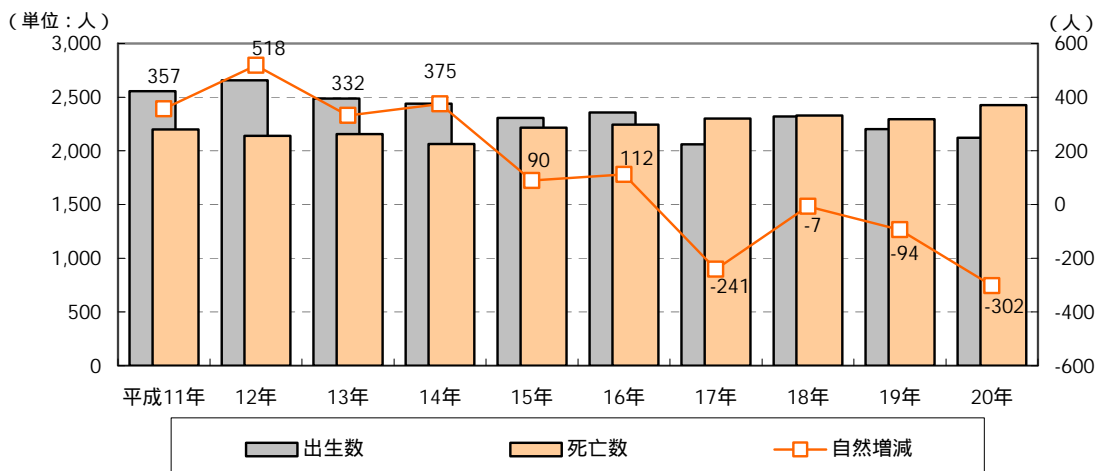
人口動態の推移

(単位：人)

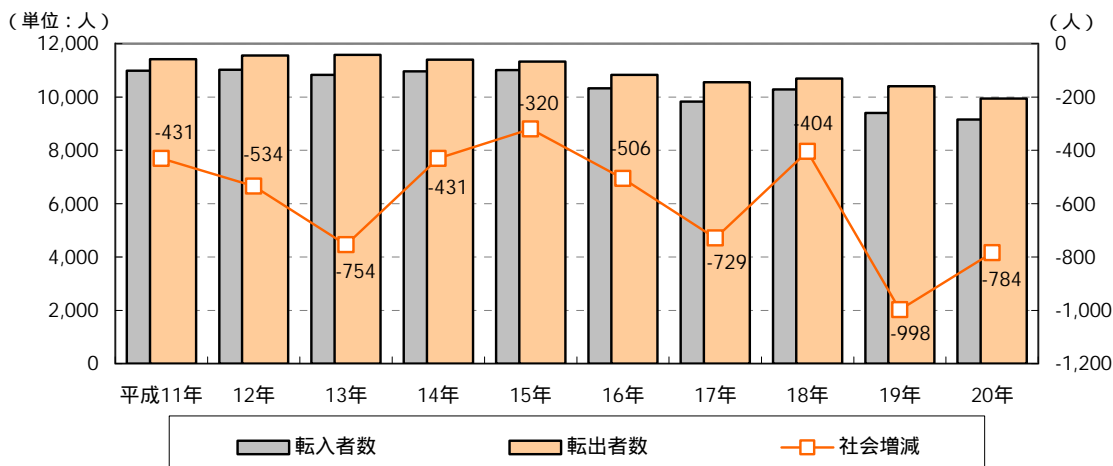
区 分		平成 11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
自然 動態	出生数	2,557	2,658	2,489	2,439	2,307	2,357	2,061	2,321	2,202	2,123
	死亡数	2,200	2,140	2,157	2,064	2,217	2,245	2,302	2,328	2,296	2,425
	自然増減	357	518	332	375	90	112	-241	-7	-94	-302
社会 動態	転入数	10,987	11,021	10,828	10,961	11,013	10,325	9,819	10,281	9,407	9,155
	転出数	11,418	11,555	11,582	11,392	11,333	10,831	10,548	10,685	10,405	9,939
	社会増減	-431	-534	-754	-431	-320	-506	-729	-404	-998	-784
人口増減		-74	-16	-422	-56	-230	-394	-970	-411	-1,092	-1,086

資料 徳島市統計年報

自然動態の推移



社会動態の推移



(2) 婚姻・離婚件数の推移

徳島市の婚姻の状況は、婚姻件数及び婚姻率ともに減少傾向にあります。全国及び徳島県の婚姻率についても、同様に減少傾向が続いています。

離婚の状況は、離婚件数及び離婚率ともに平成 17 年に増加しており、これに対して全国、徳島県ともに離婚率は下降傾向となっています。

徳島県の初婚の平均年齢については、全国に比べるとやや低いものの、昭和 60 年以降、男女とも 2 歳前後上昇しており晩婚化が進んでいます。

婚姻・離婚件数の推移

(単位：件、‰)

区 分		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
婚姻	婚姻件数	1,500	1,465	1,540	1,394	1,315
	婚姻率(人口千対)	5.6	5.5	5.8	5.2	4.9
	徳島県	5.2	5.0	5.0	4.7	4.5
	全国	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7
離婚	離婚件数	631	631	572	572	589
	離婚率(人口千対)	2.36	2.36	2.14	2.14	2.20
	徳島県	2.07	2.04	2.02	2.03	1.95
	全国	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08

資料 徳島県保健統計年報

初婚の平均年齢の推移

(単位：歳)

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
徳島県	夫	27.7	27.8	28.0	28.0	29.2
	妻	25.0	25.3	25.7	26.3	27.5
全国	夫	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8
	妻	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0

資料 徳島県保健統計年報

(3) 未婚率の推移

徳島市の未婚率は、昭和60年以降、すべての年齢において上昇傾向にあり、昭和60年と平成17年の差を見ると特に男性では30～34歳、女性では25～29歳の未婚率の上昇が顕著に表れています。

未婚率（20～39歳）の推移

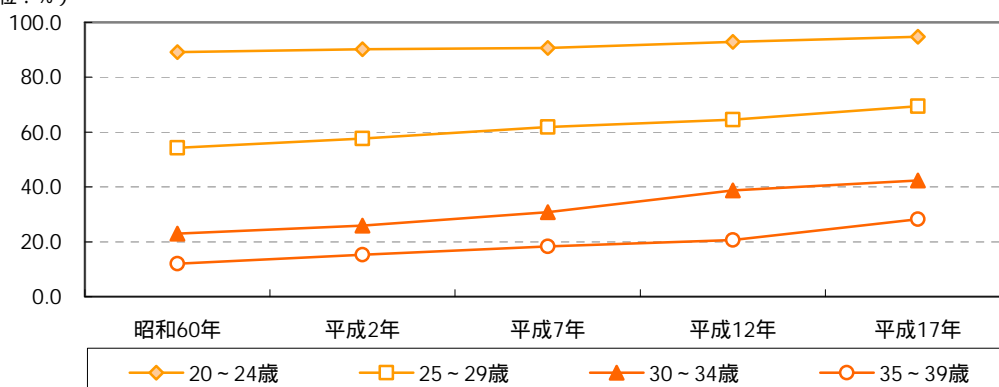
(単位：%)

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男性	20～24歳	89.2	90.2	90.7	92.9	94.8
	25～29歳	54.3	57.7	61.8	64.5	69.4
	30～34歳	23.0	25.9	30.8	38.7	42.4
	35～39歳	12.0	15.3	18.3	20.7	28.2
女性	20～24歳	80.4	84.4	86.9	89.0	90.7
	25～29歳	27.0	36.2	45.6	53.1	58.8
	30～34歳	10.9	12.6	18.4	27.2	32.5
	35～39歳	8.0	7.7	9.8	13.3	19.9

資料 国勢調査

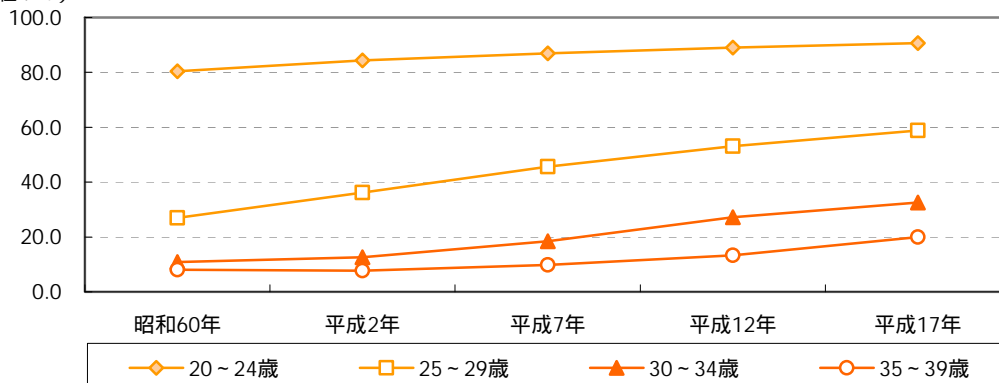
男性の未婚率の推移

(単位：%)



女性の未婚率の推移

(単位：%)



4 就労の状況

(1) 産業別就労人口の推移

徳島市の就労人口をみると、昭和 60 年から平成 7 年にかけて増加していましたが、それ以降は減少しており、特に、第二次産業は平成 7 年から平成 17 年に 7,221 人減少しています。

産業構造の比率の推移をみると、第一次産業、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。特に平成 17 年では、第一次産業の比率はわずか 4.3%、一方、第三次産業は 72.0% という状況にあります。

産業別就労人口の推移

(単位：人、%)

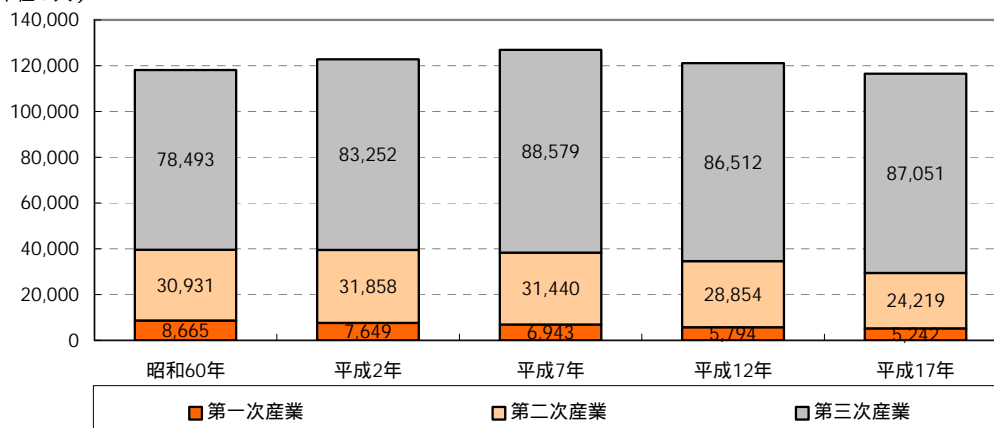
区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
就労人口	118,641	123,605	128,618	124,693	120,951
第一次産業	8,665	7,649	6,943	5,794	5,242
(比率)	7.3	6.2	5.4	4.6	4.3
第二次産業	30,931	31,858	31,440	28,854	24,219
(比率)	26.1	25.8	24.4	23.1	20.0
第三次産業	78,493	83,252	88,579	86,512	87,051
(比率)	66.2	67.4	68.9	69.4	72.0

就労人口には分類不能の産業を含むため、各産業別人口の合計値とは一致しない。

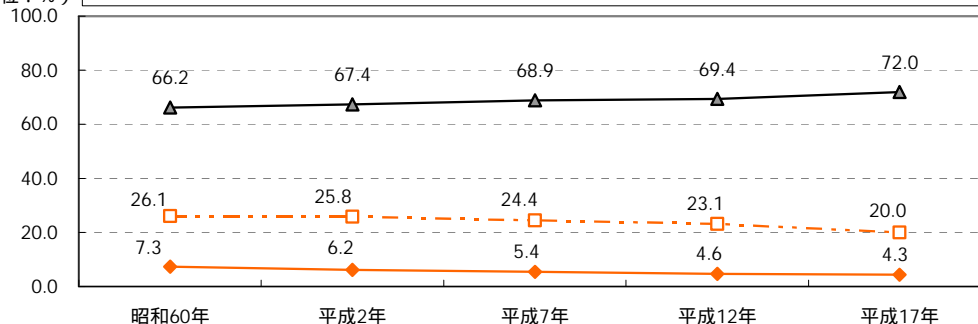
資料 国勢調査

産業別就労人口数・構成比の推移

(単位：人)



(単位：%)



(2) 女性の就業状況

徳島市の女性の就業状況をみると、25～29歳にピークを迎え、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった45～49歳にかけて再び増加するいわゆるM字型曲線を示しており、平成12年と比較すると、やや緩やかな曲線となっています。

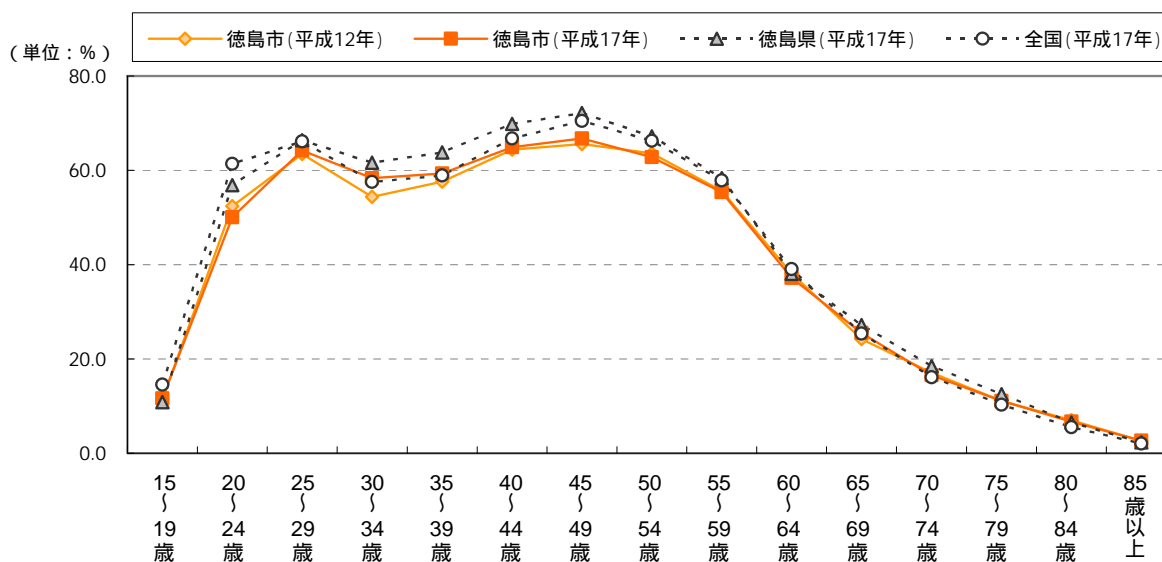
また、徳島県や全国と比較すると全体的に下回っていますが、曲線はおおむね同じ傾向となっています。

女性の年齢別就業率

(単位：%)

区 分	徳島市		参考(平成17年)	
	平成12年	平成17年	徳島県	全国
15～19歳	11.4	11.6	10.8	14.5
20～24歳	52.4	50.0	56.9	61.4
25～29歳	63.5	64.2	66.4	66.1
30～34歳	54.4	58.4	61.6	57.5
35～39歳	57.6	59.3	63.8	58.9
40～44歳	64.4	64.9	69.9	66.7
45～49歳	65.6	66.8	72.1	70.4
50～54歳	63.6	62.8	67.2	66.2
55～59歳	55.6	55.4	58.3	57.9
60～64歳	38.1	37.2	38.0	39.1
65～69歳	24.2	25.5	27.1	25.4
70～74歳	17.1	16.5	18.4	16.1
75～79歳	11.1	11.1	12.5	10.3
80～84歳	7.0	6.7	6.5	5.5
85歳以上	2.6	2.7	2.3	2.1

資料 国勢調査



5 保育所（園）・幼稚園・小学校等の状況

(1) 保育所（園）の状況

徳島市には平成21年4月1日時点で公立が33箇所、私立が33箇所の計66箇所の保育所（園）が開設しています。

各保育所（園）の入所児童数は以下のとおりとなっています。

保育所（園）入所児童数等の推移

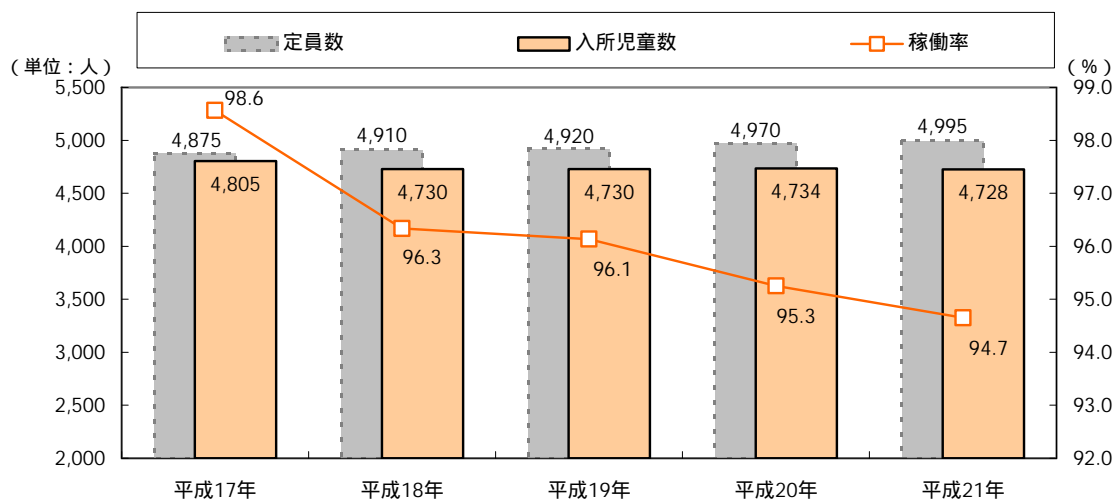
(単位：箇所、人、%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
保育所(園)数(うち公立)	66(34)	66(34)	66(34)	66(33)	66(33)
定員数	4,875	4,910	4,920	4,970	4,995
入所児童数	4,805	4,730	4,730	4,734	4,728
3歳未満	1,679	1,675	1,719	1,727	1,790
3歳児	1,064	1,028	1,012	1,055	1,010
4歳以上	2,062	2,027	1,999	1,952	1,928
稼働率	98.6	96.3	96.1	95.3	94.7

(各年4月1日現在)

資料 徳島市統計年報

保育所（園）定員数・入所児童数の推移



(2) 幼稚園の状況

徳島市には平成21年5月1日時点で市立が26園、国立が1園、私立が7園の計34園の幼稚園があります。

各幼稚園の学級数と児童数等は以下のとおりとなっています。

幼稚園入園児童数等の推移

(単位：園、学級、人)

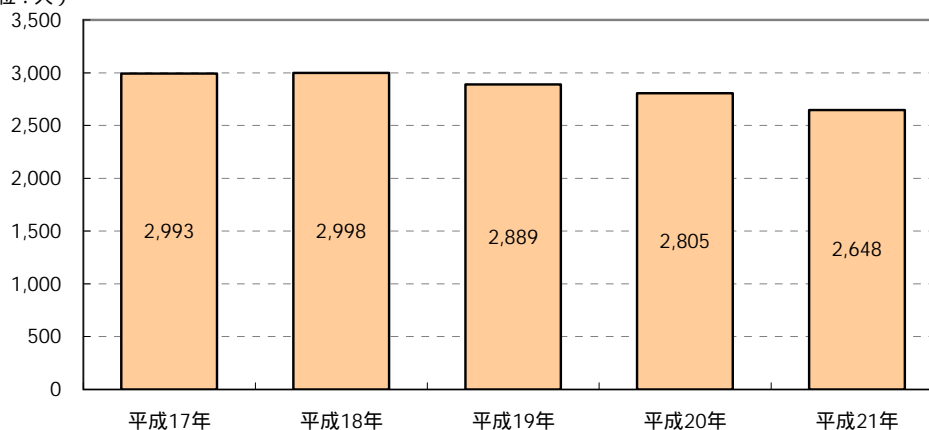
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
幼稚園数	34	34	34	34	34
市立幼稚園	26	26	26	26	26
国立幼稚園	1	1	1	1	1
私立幼稚園	7	7	7	7	7
学級数	152	152	153	153	150
教員数	226	232	229	232	243
入園児童数	2,993	2,998	2,889	2,805	2,648
市立幼稚園	1,788	1,794	1,735	1,702	1,652
国立幼稚園	146	147	146	147	146
私立幼稚園	1,059	1,057	1,008	956	850

(各年5月1日現在)

資料 徳島市統計年報

幼稚園入園児童数の推移

(単位：人)



(3) 小学校の状況

平成 21 年度現在、徳島市には 34 校の小学校があり、全児童数は 14,260 人となっています。

小学校児童数等の推移

(単位：校、学級、人)

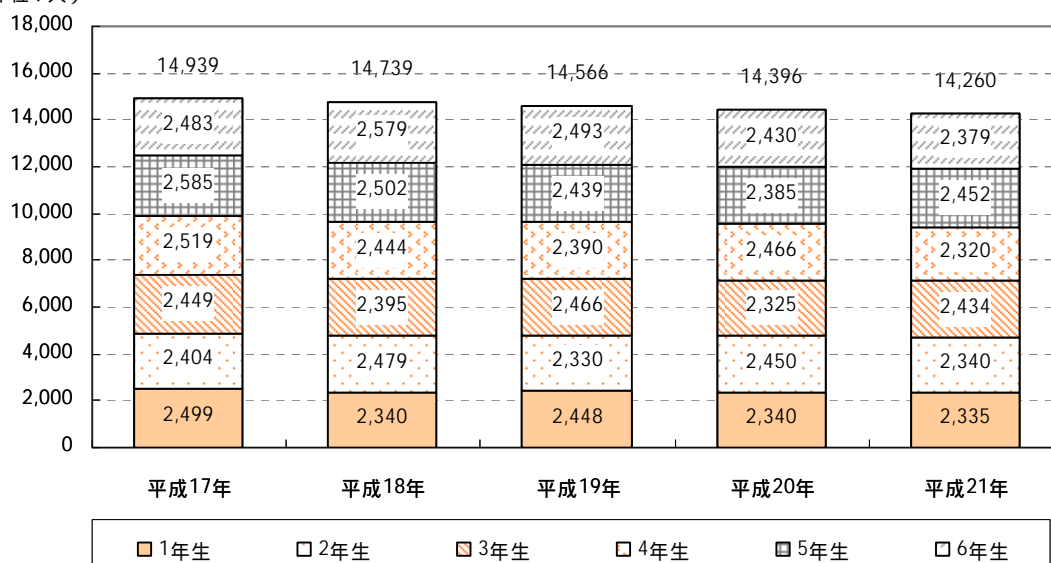
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小学校数	34	34	34	34	34
学級数	527	529	536	540	543
児童数	14,939	14,739	14,566	14,396	14,260
1 年生	2,499	2,340	2,448	2,340	2,335
2 年生	2,404	2,479	2,330	2,450	2,340
3 年生	2,449	2,395	2,466	2,325	2,434
4 年生	2,519	2,444	2,390	2,466	2,320
5 年生	2,585	2,502	2,439	2,385	2,452
6 年生	2,483	2,579	2,493	2,430	2,379

(各年 5 月 1 日現在)

資料 徳島市統計年報

小学校児童数の推移

(単位：人)



(4) 中学校の状況

平成 21 年度現在、徳島市には 19 校の中学校があり、全生徒数は 7,812 人となっています。

中学校生徒数等の推移

(単位：校、学級、人)

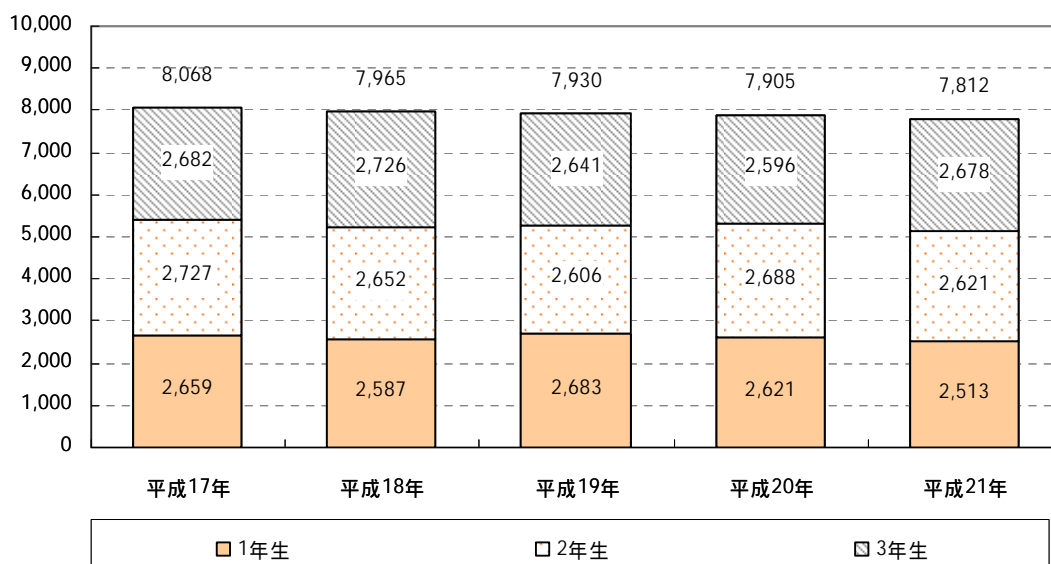
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
中学校数	19	19	19	19	19
学級数	248	249	253	264	261
生徒数	8,068	7,965	7,930	7,905	7,812
1 年生	2,659	2,587	2,683	2,621	2,513
2 年生	2,727	2,652	2,606	2,688	2,621
3 年生	2,682	2,726	2,641	2,596	2,678

(各年 5 月 1 日現在)

資料 徳島市統計年報

中学校生徒数の推移

(単位：人)



6 推計人口

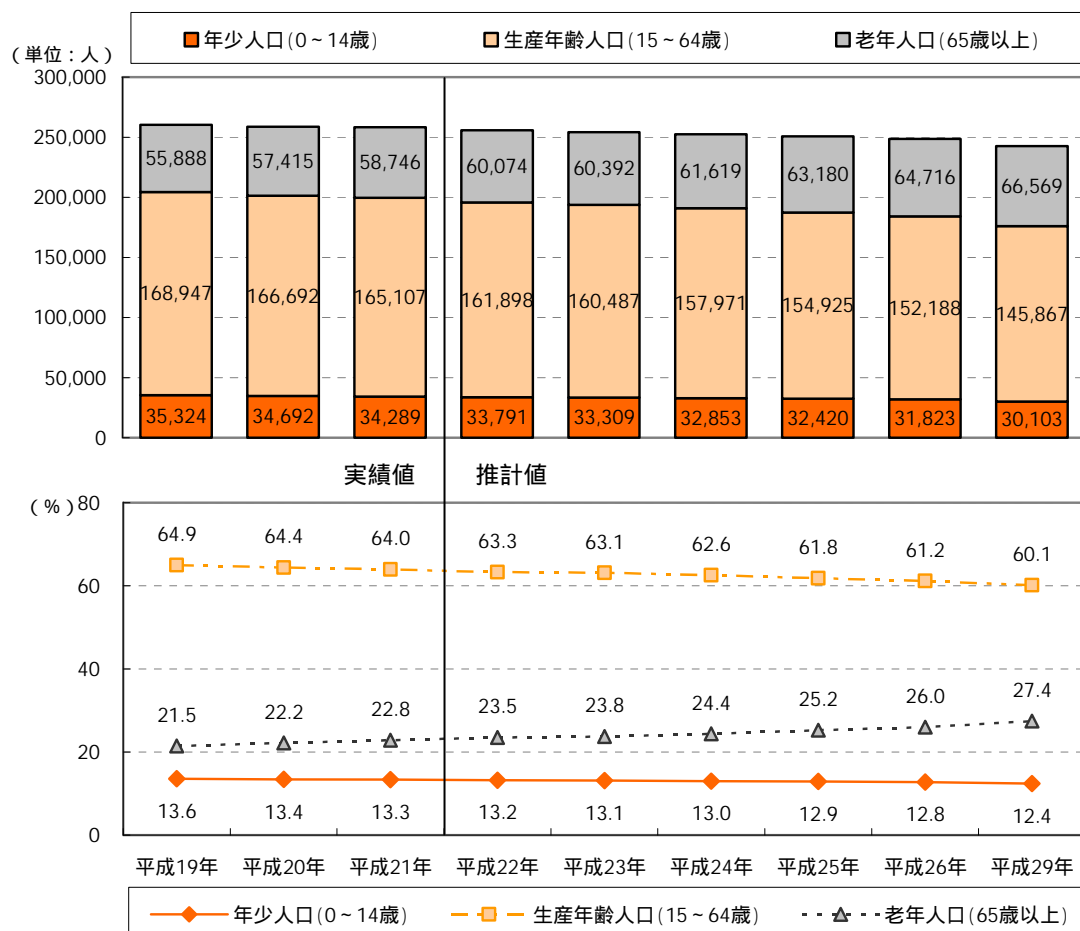
(1) 推計人口

住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法により人口推計を行いました。徳島市の総人口はやや減少傾向となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

(単位：人、%)

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
総人口	260,159	258,799	258,142	255,763	254,188	252,443	250,525	248,727	242,539
年少人口 (0～14歳)	35,324	34,692	34,289	33,791	33,309	32,853	32,420	31,823	30,103
(総人口比)	13.6	13.4	13.3	13.2	13.1	13.0	12.9	12.8	12.4
生産年齢人口 (15～64歳)	168,947	166,692	165,107	161,898	160,487	157,971	154,925	152,188	145,867
(総人口比)	64.9	64.4	64.0	63.3	63.1	62.6	61.8	61.2	60.1
老年人口 (65歳以上)	55,888	57,415	58,746	60,074	60,392	61,619	63,180	64,716	66,569
(総人口比)	21.5	22.2	22.8	23.5	23.8	24.4	25.2	26.0	27.4



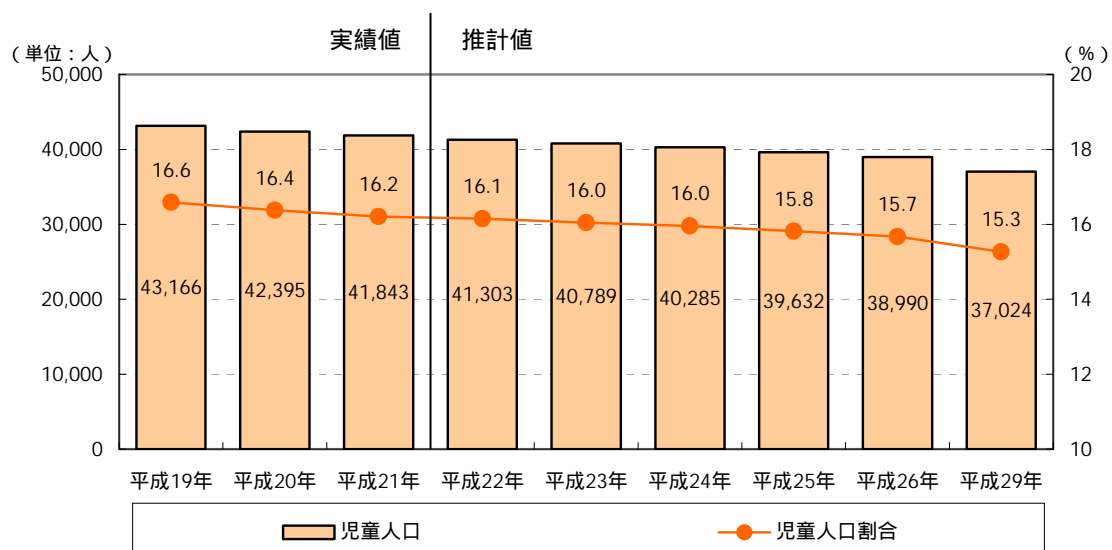
(2) 推計児童人口

徳島市の推計児童人口は緩やかな減少傾向で、総人口に対する割合も減少傾向になると推計されます。また年齢別にみると、12～14歳・15～17歳人口に対し、0～5歳・6～11歳人口は大幅な減少が見込まれます。

推計児童人口（比率）の推移

(単位：人、%)

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
児童人口(0～17歳)	43,166	42,395	41,843	41,303	40,789	40,285	39,632	38,990	37,024
(総人口比)	16.6	16.4	16.2	16.1	16.0	16.0	15.8	15.7	15.3
0～5歳	13,448	13,027	12,807	12,631	12,492	12,473	12,242	12,060	11,160
3歳未満	6,528	6,274	6,359	6,283	6,260	6,156	6,000	5,843	5,363
3～5歳	6,920	6,753	6,448	6,348	6,232	6,317	6,242	6,217	5,797
6～11歳	14,374	14,180	14,045	13,943	13,646	13,348	13,097	12,837	12,305
12～14歳	7,502	7,485	7,437	7,217	7,171	7,032	7,081	6,926	6,638
15～17歳	7,842	7,703	7,554	7,512	7,480	7,432	7,212	7,167	6,921



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前期計画では、「子育て支援都市とくしま宣言」に基づき策定した「徳島市子育て支援計画」の基本理念を継承し、『安心して子どもを産み 健やかに育てることができるまちづくり』を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。また、平成21年9月には、事業者や市民にそれぞれの役割を認識し、子育て支援に協力いただくことを目的とした「とくしま子育て文化創造条例」を制定しました。

後期計画では、最終年度である平成26年度における最終目標の達成をめざし、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、前期計画における目標の姿を継承し、後期計画においても次の基本理念を掲げ、計画を推進します。

基本理念

安心して子どもを産み
健やかに育てることができるまちづくり

子育て支援都市とくしま宣言

未来を築く子どもたちの幸せと

ふるさと徳島の発展を願い

安心して子どもを産み

ゆとりをもって健やかに育てることができるまちをめざし

「子育て支援都市とくしま」を宣言します

- 1 子どもに優しいまちづくりを推進します
- 1 子育てに優しいまちづくりを推進します
- 1 子育てを支援するまちづくりを推進します

平成13年6月市議会議決

2 計画の基本目標

基本理念の実現のため、前期計画における方向性を踏襲し、次の3つの基本目標を掲げます。

(1) 子どもに優しいまちづくり

子どもは、家庭や地域、保育所(園)・幼稚園、学校などで様々な人たちと関わりながら成長します。その間、しつけや遊び、学習など、多くの体験を通して社会のルールや知識、そして豊かな人間性を身につけていきます。

しかし、少子化などに伴う子どもへの過度の期待感から、ともすれば豊かな人格形成の支障となる場面も多くなってきており、また共働き家庭の増加、核家族化や地域社会の希薄化などから、子育ての有り様が大きく変化してきています。

そのため、子どもの豊かで健やかな成長に必要な環境整備に向け、子どもの幸せを第一に考えて、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、家庭や地域社会全体が意欲的な取り組みを進めていきます。

(2) 子育てに優しいまちづくり

多くの方が、子育てに大きな喜びを感じています。その一方で、子育ては責任をもちその子を育てあげるといふ、子どもにとっても社会にとっても大切な役割を担うことでもあります。

しかし、核家族化や地域社会の希薄化により子育てをする親が祖父母や身近な子育て経験者などから育児の知識や支援を受けられなくなるなど、「家庭の子育て力」が大きく低下しています。その結果として、育児不安・負担が増大し、児童虐待などの大きな問題を招いており、その対応が課題となっています。

こうした子育て中の保護者の不安を解消するために、精神的、経済的支援や子育てをしやすい生活環境の整備を進めます。

(3) 子育てを支援するまちづくり

子育ては、家庭を中心として多くの人々や多様な公的サービスなどの支援により、安心して充実したものになります。本市においても、福祉、教育、保健など様々な分野で、多くの人々や機関が幅広い子育てサービスを提供しています。

しかし、就労形態の多様化、社会活動に参加する人の増加など、子どもを取り巻く環境の大きな変化に伴い、従来の事業の充実に加えて新たなサービスの提供が求められています。地域の保育施設、教育機関、また企業などが協力して子育てを支え合うという共通認識を持ち、子育て家庭のニーズに合った様々な仕組みづくりを進めていきます。

3 主な視点

平成 15 年 7 月に成立した推進法第 7 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、8 つの視点に基づき前期計画は策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点（仕事と生活の調和実現の視点）を加えた、次の 9 つの基本的視点に留意し後期計画を策定しました。

（1）子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

（2）次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

（3）サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴う、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

（4）社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組み、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

（5）仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

（6）すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

（7）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する様々な地域活動団体、民間事業者、主任児童委員等とともに、地域への貢献を希望する高齢者も多く、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保するとともに、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各々の地域特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

4 「家族・家庭」「地域」「事業者」「学校等」の目指すべき子育て支援

次世代育成支援対策推進法において、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とされています。このため、「とくしま子育て文化創造条例」を制定し、家族・家庭、地域、事業者及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にすることにより、相互に連携し、子育て支援を推進していきます。

(1) 家族・家庭の役割

保護者は、家族のきずなやふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めることが大切です。保護者は、子どもの行動や成長に最も大きな責任を負っていることから、つねに愛情を持って子どもに接する必要があります。

そのため、保護者は、子どもを見守るなかで自らも成長することを自覚し、子どもと一緒に育ち、子どものたくましく生きる力などを養っていくことも大切です。

また、保護者が、社会の一員として地域の文化・伝統行事やボランティア活動等に積極的に参加するようになれば、同時に子どもの参加も促すことにもなり、地域住民との交流を図るうえで有効な手段になります。

(2) 地域の役割

子どもの豊かな人間性が、地域の人々や自然、社会やその文化などに関わっていく中で育まれることを認識して、愛情を持って子どもに接するよう努める必要があります。また、普段から子育ての意義や子育て支援について関心を持つようにし、地域の子育て支援活動に積極的に参加することが大切です。

子どもにとって、大人の社会は危険に満ちあふれています。子どもを様々な暴力や犯罪、事故等から守るために、子どもとその周囲の環境に注意を払い、子どもが安全で安心して暮らせる地域づくりに努めることも大きな子育て支援になります。

(3) 事業者の役割

将来の社会を担う子どもの数が減少していく中で、その事業活動が子育てに大きな影響を与えることを認識し、雇用する従業員が子どもとの関わりを深めることや、従業員が習得するキャリアの継続的な活用を図るためにも、仕事と育児の両立ができる職場環境の整備に努めることが求められます。

また、子育てについては、育児期間中の就労形態が大きな影響を及ぼすため、子育て中の従業員の処遇について、関係法令の遵守はもとより可能な限り配慮することが大切です。

さらに、地域社会を構成する一員として、社会的な役割を認識し、市や地域等が取り組む子育て支援活動への積極的な参加が望まれます。

(4) 学校等の役割

学校や保育所その他の児童福祉施設は、子どもが集団の中で様々な活動を通じて、豊かな人間性と社会性、生きる力などを身につけるための教育を推進するとともに、子育て支援活動に積極的に取り組んでいく必要があります。

そして、地域に開かれた施設として地域とのつながりを深め、保護者や市民、子育て支援団体と連携して、子どもが安全に生活し、学習できる環境づくりに努める必要があります。

5 子育て支援施策の目指す方向

少子化については、70年代半ばから始まっており、国においては、これまで様々な対策が講じられてきました。本市においても、平成13年の「子育て支援都市とくしま宣言」以降、重点施策として子育て支援に取り組んできましたが、本市はもとより国においても、少子化に歯止めがかかったという状況にはなっていません。

現時点においては、本市の施策のみで少子化に終止符を打つことは困難な状況となっておりますが、行政では手の届かないところについては、市民の協力をいただきながら、本市としてできる支援対策を一步ずつ着実に実現していきます。

(今後の主な取り組み)

乳幼児の受入れ拡大等による保育所待機児童の解消

保育所再編等による保育サービスの充実

共働き夫婦世帯等の小学校低学年の生活拠点としての放課後児童クラブの拡充

虐待及び障害児等の要支援システムの充実

子育て支援拠点施設の整備等による相談窓口の充実

保育所、幼稚園、学校における食育の推進

「とくしま子育て文化創造条例」の啓発による地域社会全体での子育て支援の取組

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもに優しいまちづくり

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 親と子の健康の確保及び増進 | [1] 子どもや母親の健康の確保
[2] 「食育」の推進・健康な生活習慣の確立
[3] 小児医療体制の充実（緊急医療体制の推進） |
| (2) 子どもの成長に資する教育環境の整備 | [1] 教育環境の整備
[2] 次世代の親づくり
[3] 家庭や地域の教育力の向上
[4] 子どもの個性を伸ばす教育の推進 |
| (3) 子どもの安全の確保 | [1] 交通安全の確保
[2] 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 |

基本目標2 子育てに優しいまちづくり

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 育児不安への対応 | [1] 子育てに関する情報提供の推進
[2] 子育てに関する相談体制の推進
[3] 要保護児童対策の充実
[4] ひとり親家庭等への支援の充実 |
| (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減 | [1] 出産及び乳幼児期における経済的支援の推進
[2] 就学期における経済的支援の推進
[3] 家族の状況に応じた経済的支援の推進 |
| (3) 子育てを支援する生活環境の整備 | [1] 子育てをしやすい生活環境の整備
[2] 地域ぐるみの子育て支援の推進
[3] 障害のある子どもやその家庭への支援体制づくりの推進 |

基本目標3 子育てを支援するまちづくり

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 子育てと仕事や社会活動の両立支援 | [1] 地域における子育て支援サービスの充実
[2] 保育サービスの充実
[3] 放課後児童対策及び育児支援サービスの推進
[4] 就業環境の整備に対する支援 |
| (2) 子育てにおける男女共同参画の推進 | [1] 男女がともに子育てをする意識啓発等の推進
[2] ワーク・ライフ・バランスの推進 |

基本目標1 子どもに優しいまちづくり

(1) 親と子の健康の確保及び増進

現状と課題

子どもの健やかな成長のためには、子どもとその親がともに健康でいられる環境をつくることが不可欠です。

特に、妊産期から産後にかけての女性は、生まれてくる子どもにも影響する可能性があることから、健康に対する注意が必要です。生まれてきた子どもの健康管理、母親などへの情報提供など、母子保健サービスの充実が求められています。

また、子どもは乳・幼児期から児童期へと、活動の場を広げることにより健康に対する様々な問題が発生しています。特に近年では、生活習慣病の低年齢化など、新たな問題も生じており、各年齢に応じたきめ細かな健康管理が必要になります。

こうしたことから、病気や障害の早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消、近年大きな社会問題になってきている児童虐待防止の観点からも、関係機関と連携した医師、保健師などによる健康診査や相談など発達年齢に応じたきめ細かな指導が大切です。

さらに、小児医療については、子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられるような整備が必要です。

施策の方向

【1】子どもや母親の健康の確保

健康に子どもを出産して育てていくため、また、乳児及び幼児が健康に育つことができるよう、必要な指導や相談、また病気の早期発見・早期治療につながる各種健康診査の受診率の向上に努めます。

【2】「食育」の推進・健康な生活習慣の確立

子どもの生涯健康でたくましく生きる力を育むため、望ましい食生活や正しい生活リズムなど、基本的な生活習慣を身につけられるよう、家庭や地域をも含めた対策を推進します。

・ P32「食育推進計画 推進フロー図」参照

【3】小児医療体制の充実（緊急医療体制の推進）

いつでも安心して受診できる体制を整備するとともに、救急時の受診体制を保護者に周知し、認知度を高め、子どもの急病に対する不安の解消に努めます。

具体的施策

【1】子どもや母親の健康の確保

■ 母子健康手帳交付事業（保健センター）

妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康の記録を行い、母子の健康増進を図ることを目的として、保健センター、母子乳幼児コーナー、子育て支援課、各支所にて交付しています。

妊娠後期または出産後の交付が増加傾向にあるため、医療機関と連携し、早期に届出をするよう指導するとともに、外国人の届出が増加傾向にあるため、外国語版の充実を図ります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
妊娠 11 週以下での届出割合	90.8%	100%

■ 妊婦健康診査事業（保健センター）

定期的な健診で母子の健康を守り、妊婦の不安を軽減し、安心して出産を迎えることを目的として実施しています。今後も、受診票交付時には妊婦健診の必要性や受診票の使用方法を説明し、定期的な受診を勧奨します。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
妊婦健康診査受診率	92.3%	95.0%

■ 乳児健康診査事業（保健センター）

乳児の成長や発達の状態をチェックし異常の早期発見・早期治療を行うとともに、育児に対する悩みや不安を軽減することを目的に、1 か月・4 か月・9～11 か月の乳児期に実施しています。今後も機会をとらえ周知するとともに、医療機関と連携を図りながら受診勧奨に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
乳児健康診査受診率	91.3%	98.0%

■ 1 歳 6 か月児健康診査事業（保健センター）

幼児初期における心身障害の早期発見・早期援助を行うとともに、むし歯予防及び基本的な生活習慣の形成について、保護者が考えるきっかけとなることを目的に実施しています。

今後は、受診率向上のため、対象者へのさらなる受診勧奨に努めます。また、虐待が社会問題になっていることから、未受診者の把握、健診での発見に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
1 歳 6 か月児健康診査受診率	94.3%	98.0%

■ 3 歳児健康診査事業（保健センター）

視・聴力を含めた心身障害の早期発見・早期援助を行うとともに、むし歯予防及び基本的な生活習慣の形成について、保護者が考えるきっかけとなることを目的に実施しています。

今後は、保育所等の育児相談を利用し未受診者の状況把握を行うとともに、受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
3 歳児健康診査受診率	92.2%	98.0%

■ 乳幼児等健康相談事業（保健センター）

妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進を図り、育児不安を解消することを目的として、保健センター・保育所（園）66箇所、在宅育児家庭相談室「あっぷ」で実施しています。

今後も、保育所（園）等の関係機関と連携を図りながら、相談しやすい体制づくりを進めていきます。

■ 母子保健訪問指導等事業（保健センター）

訪問依頼のあった妊産婦・新生児及び乳幼児健診で必要と認められた児に対して、保健師・助産師が訪問し、妊娠・出産・育児・疾病予防等に関して必要な指導を行います。

今後も必要に応じて訪問を行い、きめ細かな支援を行います。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
訪問件数	819 件	900 件

■ 低体重児届出受理・未熟児訪問指導事業（保健センター）

体重が 2,500g 未満の児が出生した時の届出を受理し、訪問指導につなげています。未熟児をもつ保護者の育児負担・育児不安の軽減を目的に訪問指導を実施し、併せて身体測定及び発達・発育のチェックを行い、相談や助言をしています。訪問の優先順位が高いことから、今後も医療機関と連携をとりながらできるだけ早く訪問指導を行います。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
低体重児把握率	100.0%	100.0%
未熟児訪問指導実施率	100.0%	100.0%

■ 各種予防接種の実施（保健センター）

各予防接種の実施により、疾患の発生と蔓延を予防し、子どもの健康の保持・増進を図っています。今後は、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、広報・ホームページ・チラシ等で啓発し、接種率の向上に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
ポリオ予防接種率	84.6%	100.0%
三種混合予防接種率	109.7%	100.0%
二種混合予防接種率	61.1%	100.0%
麻しん風しん混合予防接種率	1 期：97.8% 2 期：95.3% 3 期：94.1% 4 期：82.3%	100.0%
日本脳炎予防接種率	1 期：65.4% 2 期：51.3%	100.0%
B C G 接種率	102.5%	100.0%

* 100%を超える数字は、定時に接種せず翌年以降に接種する児童がいるため

■ 私立幼稚園助成事業（スポーツ振興課）

公立園児と同等の健康管理の充実を図ることを目的として、私立幼稚園に通園している、市内在住園児の健康診断（学校保健安全法施行規則第 6 条の検査項目：内科・眼科・耳鼻科・歯科）に対し、補助（幼稚園 60%、行政 40%）しています。

【2】「食育」の推進・健康な生活習慣の確立

■ パパママクラス事業（保健センター）

妊娠・出産・育児に関する知識を得て、出産や育児への不安を軽減するとともに、参加者同士の交流を図ることを目的として、実技をまじえて健康教育を行っています。今後も参加者との交流を図り、内容を見直しの充実を図っていきます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
参加者数	487 人	700 人

■ フッ化物塗布推進事業（保健センター）

歯科医療機関でフッ化物塗布及びう歯予防についての保健指導を実施し、虫歯予防についての意識付けを行い、歯の健康管理につなげています。

今後さらにう歯（虫歯）罹患率を下げるため、はみがき教室を充実させ、基本的な食生活を身につけるよう働きかけていきます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
フッ化物塗布率	30.9%	35.0%

■ 離乳食講習会（保健センター）

栄養士が、離乳食のすすめ方について指導しています。また、歯科衛生士による歯の健康についての指導も同時に行っています。

【3】小児医療体制の充実（緊急医療体制の推進）

■ 小児救急医療業務（市民病院）

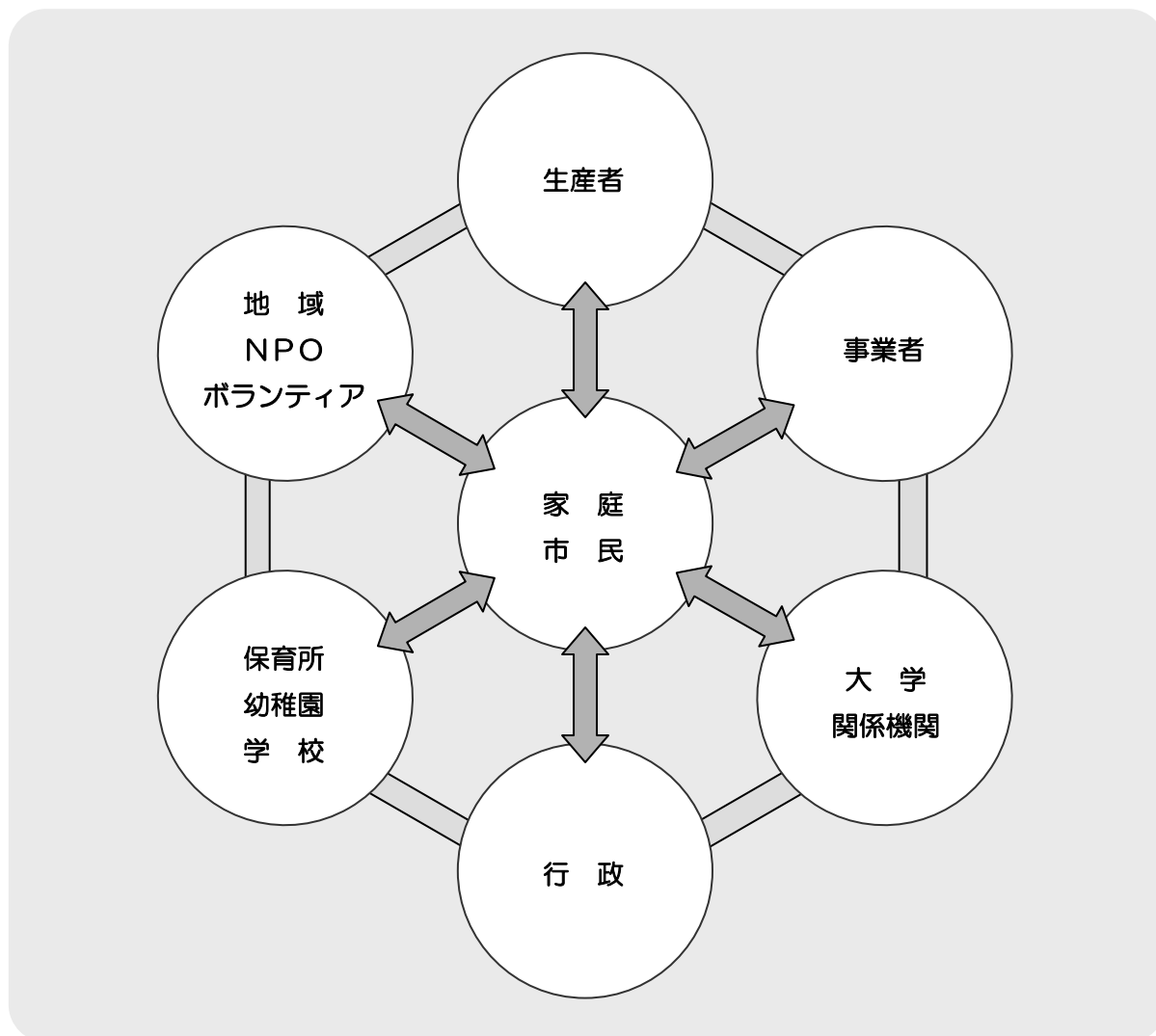
乳幼児・子どもが急な病気やケガをしても、すぐに治療ができるよう、救急の受入れ体制を整備しています。地域医療機関と役割分担を行うとともに、緊急性・専門性の高い患者の受入れに特化することにより、小児救急医療を推進します。

■ ハイリスク分娩管理及び新生児特定集中治療室（NICU）の充実（市民病院）

合併症を有している妊婦等にハイリスク妊娠管理及びハイリスク分娩管理を行います。また、NICUの機能を充実し、該当する新生児に対して新生児特定集中治療室管理を行います。

地域医療機関と役割分担を行うとともに、急性期医療と高度で専門性の高い医療に特化することにより、安定した医療サービスの提供を図ります。

食育推進計画 推進フロー図



*家庭を中心とした食育が進められるよう、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学等の様々な関係機関が連携を図りながら、計画に盛り込んだ内容の推進に努めます。

(2) 子どもの成長に資する教育環境の整備

現状と課題

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。しかし、核家族化などの進行により、家庭の子育て力の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち家庭で子育てができるよう、多様な子育てに関わる情報や学習機会を提供することが大切です。

また、子どもは、学校や地域などにおける教育や多様な体験活動を通じて、日々学び成長していきます。しかしながら、生活様式や個人の価値観の多様化などにより、子どもの生活そのものに余裕がなくなってきており、子どもが自然や文化、地域の人たちとふれあう機会が減少しています。また地域社会が子どもを育てる力も弱くなってきています。

主体的に生きることができる豊かな心と健やかな身体の育成をめざして、知識や技能の修得はもとより、様々な体験ができる機会を設け、子ども自身が課題を見つけ、自ら考え解決する能力を養い、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができる環境づくりを推進することが必要です。

施策の方向

【1】教育環境の整備

各学校が地域に根ざした特色ある教育の充実に努めます。また、いじめや不登校などの問題に対して、子どもの心をケアできるような相談、カウンセリングなどの機能充実に図ります。

【2】次世代の親づくり

子どもは次の世代の親となり、その子どもを生み育てる役割を担っていくため、子どもを生み育てることの必要性や大切さについて広く啓発を図り、次代の親としての意識を育成します。

【3】家庭や地域の教育力の向上

子どもにとってよい家庭環境をつくるため、子どもとの関わり方や子育ての方法を学ぶ機会の提供に努めます。また、地域の子どもの様々な体験活動や教育に関する情報の収集、提供に努めます。

【4】子どもの個性を伸ばす教育の推進

子どもが自ら学び、考え、行動して問題を解決する能力や豊かな人間性などの「生きる力」の育成に努めます。

具体的施策

【1】教育環境の整備

■ いじめ問題対策事業（青少年育成補導センター） ※

いじめ防止手引書の作成・配布及びいじめ問題に関する講演会・ワークショップの開催並びに児童・生徒によるいじめ防止ポスターや標語の作成を実施しています。深刻化するいじめ問題に対し、学校はもちろんPTA・地域・関係諸機関が一丸となって問題解決に向けて総力で取り組みます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
いじめ問題解決率	80.0%	100.0%

■ スクールカウンセラー活用事業（学校教育課） ※

いじめ・不登校等児童生徒の諸問題に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有するカウンセラーを各中学校に配置し、拠点としています。今後も、配置されたスクールカウンセラーのよりよい効果的な活用に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
設置箇所数	13 校	15 校

■ 外国語活動・サポーター派遣事業（教育研究所）

小学校 5,6 年生を対象に、週 1 時間、年間 35 時間の外国語活動を実施しています。授業の質の向上を目的として、英語に堪能な地域人材ボランティアを外国語サポーターとして小学校に派遣しています。今後も、サポーター相互の情報交換や、定期的な研修会を開催し、資質の向上に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
外国語活動サポーター派遣人数	-	57 人

【2】次世代の親づくり

■ 児童館学生サポーター事業（子育て支援課） ※

子育て応援イベントにボランティア参加している県内大学生を対象に、児童館の要請に応じて派遣したり、学生の児童研究の成果をその場で披露したりしています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
登録者数	44 人	100 人

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

【3】家庭や地域の教育力の向上

■ 眉山の四季再発見事業（観光課）

眉山とその周辺の魅力にふれることのできるイベントを年間通じて実施し、観光客はもとより、市民や県民に四季を通じて親しんでもらえる眉山・阿波おどり会館周辺の観光をアピールするとともに、眉山ロープウェイ及び阿波おどり会館の利用促進を図っていきます。今後も参加者が減少しないよう、企画内容や広報手段について検討・協議を行い、内容充実に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
利用者数	4,700 人	5,000 人

■ とくしま観光魅力づくり事業（観光課）

年間を通じて観光客誘致をするために、観光の原点である参加・滞在型のイベントを観光客に提供して、市内中心部とその周辺を活用した観光の魅力づくりのできるイベントを展開しています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
利用者数	11,500 人	14,000 人

■ ブックスタート事業（図書館）

生後 4 か月児とその保護者を対象に、本に親しむきっかけづくりを推進するため、絵本などを対象者に贈呈しています。今後も積極的な事業のPRを行い、配布者数の増加に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
配布対象者数	1,816 人	1,870 人

■ 児童館親子ふれあい事業（子育て支援課）

親子のふれあいの機会づくり、家庭や地域における子育て支援の環境を整備することを目的として、児童館等を利用し、親子のふれあいの機会及び親同士の交流の場を提供しています。

今後は、ボランティアの協力を得ながら参加人数の拡大を図るとともに、親子のふれあいの機会の創出に努め、家族間の希薄となりつつある関係を修復することにつなげていきます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
参加者数	7,713 人	9,000 人

■ 親子ふれあいプラザ運営（子育て支援課） ※

子どもに安全で健全な遊びの空間を提供するとともに、保護者や子育て支援団体に交流の場を提供しています。

また、地域子育て支援拠点施設として育児に関する相談や指導を行っています。

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

【4】子どもの個性を伸ばす教育の推進

■ のびのびパスポートの作成・配布（企画調整課）

明石海峡大橋でつながる3つの圏域（神戸、淡路島、徳島）の相互の地域住民の交流拡大施策として、徳島市、鳴門市、淡路島3市、神戸市及び隣接6市1町の小学生及び中学生に対し、市・町営施設（主に教育関連施設）等への入場を無料にするサービスを提供しています。

	実績（平成20年度）	目標（平成26年度）
のびのびパスポート利用者数	281,552人	300,000人

■ 徳島市青少年行事情報誌発行（社会教育課）

子どもの地域における様々な体験活動の参加の機会を増やし、地域の体験活動事業をより充実させるために、様々な関係機関が開催する子どもに関する行事の情報を集め、情報冊子として発行し、広く市民に情報を提供します。

■ 青少年自然体験学習事業（社会教育課）

市内小学校の5、6年生を対象として、長期休暇期間に県立牟岐少年自然の家での自然体験や集団活動を通して青少年の自主性・社会性・創造性の育成を図っています。今後は、事業内容や意義目的の周知に努め、子どもの自発的な参加に努めます。

■ 子どもゼミナール（社会教育課）

市内小学校の4～6年生を対象に、工作活動・伝統文化体験・スポーツ活動・調理体験を実施し、青少年の自主性・社会性・創造性の育成を図っています。今後も多様な学習内容や体験活動の提供に努めます。

	実績（平成20年度）	目標（平成26年度）
参加者数	120人	160人

■ いきいきどきどき徳島学遊塾（社会教育課）

市内の子どもを対象に、異年齢の子どもや異年代の大人との交流活動及び体験活動を通じ、子どもの自主性・社会性・創造性の育成を図っています。今後も多様な体験活動を実施するとともに参加者の増加を目指します。

■ アウトリーチ活動（文化振興課）

有能な演奏家に学校やコミセンなどの身近な場所へ出向いてもらい、演奏者と観客の距離を縮めて演奏することで、子どもたちに芸術文化にふれあう機会を提供しています。

■ 汚水処理に関する出前講座（建設課）

汚水処理や環境問題への関心を高めることを目的として、小学生を対象に生活排水処理を行う下水道のしくみや役割について学校に訪問し、説明しています。

	実績（平成20年度）	目標（平成26年度）
実施回数	3回	7回

(3) 子どもの安全の確保

現状と課題

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠です。

近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等などの生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子どもが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

交通事故や犯罪によって子どもが被害に遭うことのないように、交通安全教室やパトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、親だけでなく何より地域の大人たち一人ひとりが、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、子どもの安全を気にかけて、みんなで子どもを見守り育てていくことが大切です。

施策の方向

【1】交通安全の確保

交通安全教育を推進し、正しい交通マナーの実践と、交通安全意識の高揚を図ります。

【2】子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

犯罪や事故発見時の早期通報と被害者保護に努めるとともに、地域の防犯活動を推進する団体を支援し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

具体的施策

【1】交通安全の確保

■ 交通安全教室の実施（市民生活課）

交通弱者である子どもを交通事故から守るため、それぞれの成長段階に応じた交通安全教室を実施し、事故防止と交通安全意識の向上を図ります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
交通安全教室参加者数	51,177 人	52,000 人

■ カーブミラーの整備（道路建設課）

交通事故防止のため、市道や市道と国道・県道交差点のほか、市道と私道との見通しの悪い交差点等や十分な視距が確保されていない屈曲部について、走行の安全を確保するためカーブミラーの整備を図ります。

【2】子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

■ 街頭補導・専門補導員活動事業（青少年育成補導センター）

問題を抱える青少年を早期に発見し、非行が未然に防止されるよう、街頭巡回補導を実施し、不良行為の抑制を図ります。

■ 地域における安全・安心の確保（青少年育成補導センター）

各園・各校との連携を強化し、集約した不審者等に関する情報を徳島市ホームページを活用し、広く市民に発信し、注意喚起を促していきます。

また、市内全小学校区に組織されている安全ボランティア（見守り隊）と連携し、防犯パトロールを実施し、地域ぐるみの安全体制に努めます。

■ 携帯電話を利用した犯罪等からの被害防止（青少年育成補導センター）

携帯電話やコンピューターを利用した犯罪等から子どもを守るため、望ましい使い方のルールやマナー、「フィルタリングソフト」活用についての保護者への啓発を推進していきます。

基本目標2 子育てに優しいまちづくり

(1) 育児不安への対応

現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため、若い親は相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に、児童虐待などの大きな社会問題を招いています。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政からのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親同士がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備することが重要です。

また、ひとり親家庭が増えている中で、経済的な問題をはじめ個々の状況に応じてきめ細かな対応が求められており、その生活の安定や自立に向けて、就労などの支援が必要です。

施策の方向

【1】子育てに関する情報提供の推進

子育てに対する不安を軽減し、親が子どもを育てやすい環境を作るため、子育てに関する各種制度の概要や施設の利用案内など、きめ細かな情報について、様々な手段で提供します。

【2】子育てに関する相談体制の推進

子育てに伴う心理的・肉体的な負担の軽減のため、相談支援体制の充実を図ります。また、各機関が連携を取り合い、子育てに悩む保護者が利用しやすい環境づくりに努めます。

【3】要保護児童対策の充実

学童期・思春期における心の問題に対応するための相談体制の充実を図ります。

【4】ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の自立、生活の安定を図るため、各種の経済的な支援や相談の充実を図ります。

具体的施策

【1】子育てに関する情報提供の推進

子育て支援総合冊子作成（子育て支援課）

徳島市の子育て支援事業について総合的な情報ガイドブックを作成し、母子手帳交付時や転入時に配布しています。今後も、各制度について分かりやすくまとめ、情報の提供に努めるとともに、制度改正等による内容記事の更新を適宜行います。

子育て支援総合コーディネート事業（子育て支援課）

子育て中の親子はもとより、子育てを支援しようとする各種団体等に対し、情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことを目的として、子育てに関する多種多様な支援サービス情報を一元的に把握する子育て支援総合コーディネーターを、親子ふれあいプラザ内に配置し、情報提供に努めています。

【2】子育てに関する相談体制の推進

こんにちは赤ちゃん事業（保健センター）

乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境等の確保を図ることを目的として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、委託助産師または保健師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。

今後も、最新情報の収集や研修等を行い、タイムリーな情報提供に努めるとともに、要支援家庭には適切なサービスの提供及び関係機関との連携調整を図ります。

	実績（平成20年度）	目標（平成26年度）
訪問率	94.2%	100.0%

家庭教育相談事業（社会教育課）

保護者へのアンケートをもとに、多くの人抱えている子育てに関する疑問に答える情報紙を発行し、保・幼・小・中学生の保護者に配布しています。また、個別相談申込者には保健師・臨床心理士等の専門家や子育てサポートリーダー等の地域の支援関係者による相談や訪問支援を行っています。

今後は、地域の支援関係者数を増やし、育児に関する不安を地域でサポートできる体制の整備に努めます。

	実績（平成20年度）	目標（平成26年度）
配布枚数	-	75,000枚

保健師・栄養士による健康相談（保健センター）

乳幼児から高齢者までを対象に、保健センターにおいて保健師・栄養士による健康相談・栄養相談を行っています。

【3】要保護児童対策の充実

家庭児童相談室事業（子育て支援課）

18歳未満の児童を対象に、家庭における養育上の問題や家庭環境の中での悩み事相談などに対応するため、家庭児童相談員が電話や面接に応じ、必要な指導を行っています。また、住民、保健センター、保育所等から通告があった場合は、安全を確認するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し対応策を検討しています。

・P42「要保護児童対策地域連携フロー図」参照

【4】ひとり親家庭等への支援の充実

母子自立支援員活動（子育て支援課）

母子自立支援員が母子家庭や寡婦に対し、自立に必要な情報提供及び助言、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

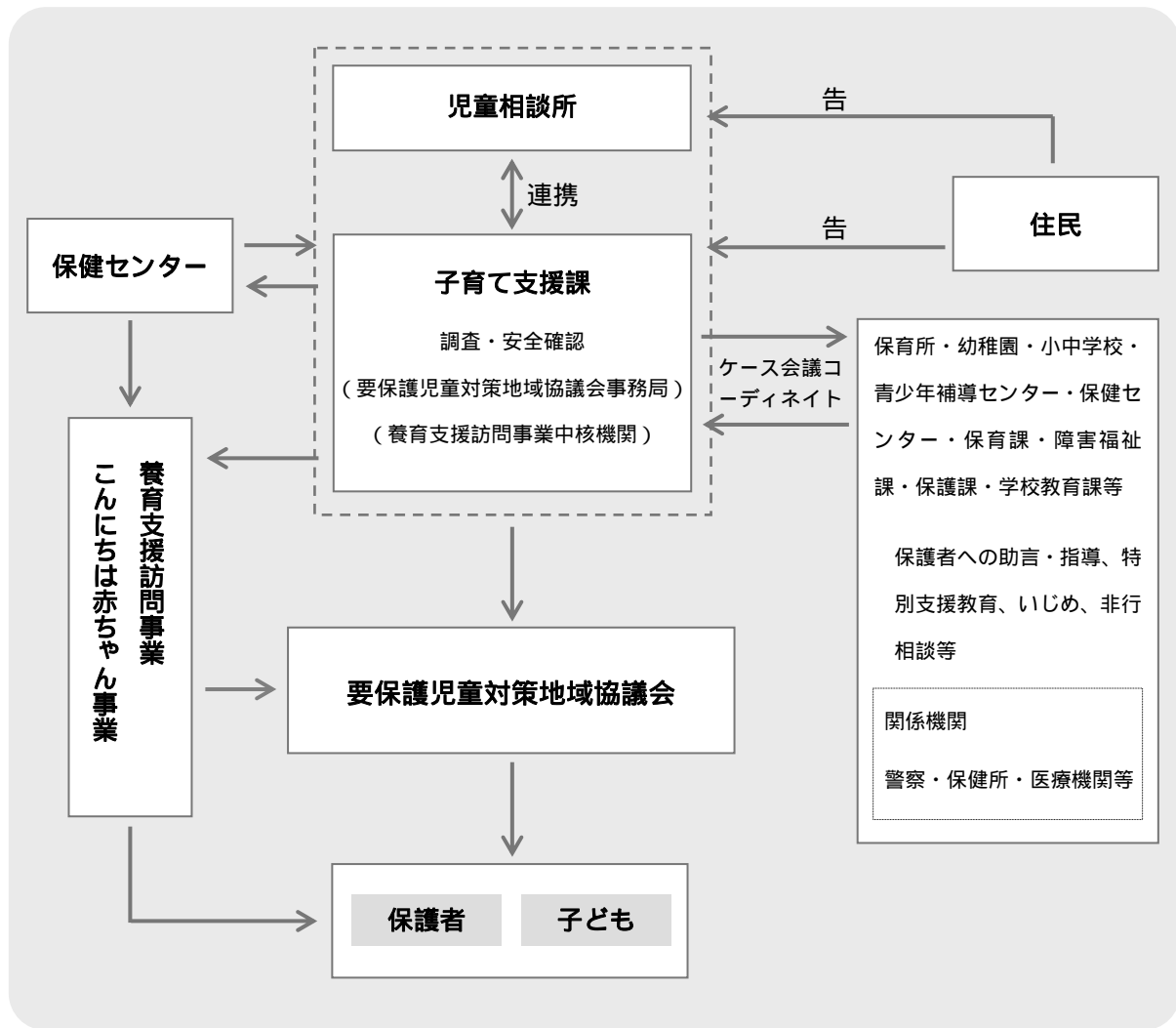
母子相談（子育て支援課）

母子家庭の抱える児童の養育問題、就業・生業・住宅等生活上の問題、母子寡婦福祉資金の貸付のほか、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じています。

公営住宅優先入居（子育て支援課）

市営住宅の空き室の一部を活用して、ひとり親家庭や多子世帯に優先的に割り当てるよう配慮しています。

要保護児童対策地域連携フロー図



* 保育所、幼稚園等の通所施設や近隣からの情報により、子どもの安全を確認するとともに、ケースに合わせ、子どもやその家庭の支援を行います。

(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

現状と課題

出産や育児に要する費用をはじめとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担が大きいため、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。

育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題のひとつとなっています。

施策の方向

【1】出産及び乳幼児期における経済的支援の推進

出産にかかる費用に対する支援、乳幼児の医療費助成や多子世帯に対する保育所、幼稚園の保育料負担の軽減などに努めます。

【2】就学期における経済的支援の推進

就学期の子どもを持つ親の経済的負担が大きくなっていることから、支援が必要な世帯に対して、就学援助制度を実施します。

【3】家族の状況に応じた経済的支援の推進

ひとり親家庭や障害児のいる家庭など、それぞれの家庭の状況に応じた児童扶養手当等の経済的支援や医療費負担の軽減に努めます。

具体的施策

【1】出産及び乳幼児期における経済的支援の推進

出産育児一時金（保険年金課）

多額な費用が必要となる出産時の生活を安定したものとするため、国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給しています。

乳幼児等医療費助成（子育て支援課）

疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健向上と福祉の増進を図るため、乳幼児等が小学校3年生終了までの期間において、医療費（保険適用内に限る）の自己負担分の一部を助成しています。

子ども手当（児童手当）の支給（子育て支援課）

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子どもを養育している方に子ども手当及び児童手当を支給します。

なお、平成23年度以降は、手当全額を子ども手当として支給する予定です。

助産施設への入所相談（子育て支援課）

経済的な理由により入院助産を受けることができない徳島市在住の妊産婦に対して、出産費用を扶助しています。今後も関係機関に対し、事業実施の周知を図ります。

就園奨励事業（学校教育課）

幼稚園に通園させている一定の市民税額以下の保護者の保育料を軽減するため、私立幼稚園に対しては補助金を交付し、市立幼稚園については保育料を減免しています。今後も事業実施の周知を図ります。

第3子以降の保育料の無料化（保育課）

保護者の経済的負担を軽減するため、認可保育所に入所する第3子以降の子どもについて、保育料を無料化しています。

第3子以降園児保育料負担軽減補助（学校教育課）

保護者の経済的負担を軽減するため、市立幼稚園に通園する第3子以降の園児については、保育料と同額の減免をしています。私立幼稚園に通園する園児の場合は、市立の場合と同額を補助し、国立幼稚園に通園する園児の場合は保育料と同額を限度に補助しています。

【2】就学期における経済的支援の推進

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（学校教育課）

原則、生活保護基準の1.2倍未満の所得の保護者に対して、給食費や学用品費等を支給し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、小中学校の義務教育の円滑な実施を図っています。

【3】家族の状況に応じた経済的支援の推進

特別児童扶養手当事務（障害福祉課）

障害児の生活の向上を目的として、精神又は身体の障害（中・重度）を有する 20 歳未満の児童を養育している人に特別児童扶養手当を支給しています。

障害児福祉手当の支給（障害福祉課）

徳島市に在住する 20 歳未満の在宅重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする程度の障害を有する児童に対して、障害児福祉手当を支給しています。

児童扶養手当の支給（子育て支援課）

児童の福祉の向上を目的として、父と生計を同じくしていない児童を養育している母等に、手当を支給しています。

母子家庭自立支援給付金（子育て支援課）

母子家庭の母の雇用の安定及び就労の促進を図るため、母子家庭の母に対し知識及び技能の修得を容易にするための給付金を支給しています。今後も母子自立支援員を中心として、関係機関と連携を強化し、就労支援体制を構築していきます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境はとても大切なものです。子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

また、地域ぐるみで子育てを支援して子どもの育ちを見守るといった連帯意識は、重要な子育て力であると考えられています。しかし、個人や世代間の価値観の多様化を背景に、地域でのコミュニケーションが不足してきています。子どもを取り巻く地域と家庭との連携を図り、地域全体で子育てを支えることができるまちづくりを推進することが必要です。

さらに、障害のある子どもについては、障害の早期発見・早期療養が必要とされており、保護者の不安を軽減・解消するための相談、情報提供などが求められています。障害のある子どもをもつ家庭の子育て力の強化を図るとともに、障害児も含めた子どもが地域で健やかに成長できるような支援が必要です。

施策の方向

【1】子育てをしやすい生活環境の整備

子どもの健全な遊び場として、公園の整備を進めるとともに、子どもの安全を守るため、必要に応じて既存施設の遊具等の点検等を推進します。

【2】地域ぐるみの子育て支援の推進

地域の子ども同士、親同士、さらには高齢者をはじめとする世代を超えた様々な交流を通じ、人と人とのつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりを推進します。

【3】障害のある子どもやその家庭への支援体制づくりの推進

障害のある子どもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また介護する家族の負担軽減を図るため、関係機関との連携による各種サービスや相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策

【1】子育てをしやすい生活環境の整備

都市公園の整備（公園緑地課）

都市公園は、都市の環境保全機能、景観機能、防災機能、健康・レクリエーション機能、精神的充足機能等、生活に密着した役割を持っていることから、計画的に整備を進めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
市民 1 人あたりの公園面積	12.38 m ² /人	12.50 m ² /人

児童遊園遊具等設置費補助（子育て支援課）

屋外の遊び場の整備を進めるため、児童遊園の遊具等を新規に設置したり、老朽化した遊具を更新したりする場合に、9 割の補助をしています。

【2】地域ぐるみの子育て支援の推進

子どもまつり（社会教育課）

毎年 5 月 5 日に中央公園において、徳島市青少年団体連絡協議会がそれぞれのコーナーを設置し日ごろの活動成果を発表するとともに、市民が相互に交流できる場の提供に努めています。市民に定着した事業であることから、今後も安全確保と内容充実を図ります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
参加者数	3,000 人	5,000 人

地域ふれあい事業（介護・ながいき課）

各老人クラブにおいて、高齢者が培ってきた伝統文化の継承や、世代間の交流を行なっています。今後も、内容等を工夫し、参加者の拡大を図ります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
参加者数	5,108 人	6,900 人

母親クラブ活動事業（子育て支援課）

児童館における地域組織活動の一環として、主に児童館を利用する児童の保護者からなる地域組織に対して、児童福祉の向上を図るため、これを育成するための助成をしています。

子育て応援・支援団出前事業（子育て支援課）

親子ふれあいプラザを拠点に、子育てを応援・支援したい保育士・保健師・栄養士などの資格を持つ人や子育て経験者などを、子育て応援・支援団として登録し、児童館や子育てサークル、市民グループなどの依頼に応じて、遊びや子どもの健康管理、しつけの指導などをするために派遣しています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
派遣回数	123 回	135 回

子育て支援用品の貸出（子育て支援課）

子育て応援・支援団出前利用時、及び市内の子育てサークル等グループの活動用に、親子ふれあいプラザにある遊具・絵本・マットなどの一部を無料で貸し出しています。

未就園児園開放事業（学校教育課）

市立幼稚園が、家庭と地域の連携をすすめる地域の子育ての核として、週 1 回程度、未就園児が集団で遊ぶ機会ができるよう幼稚園を開放しています。また、子育てに関する講演会や保護者の悩みの相談を受けています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
開放回数	640 回	800 回

青少年健全育成事業（青少年育成補導センター）

地域の大人とふれあう機会や自立心を養う集会学習など青少年活動の充実のため、地区毎に青少年活動、家庭教育活動、育成補導・環境浄化活動、広報・啓発活動の 4 つの事業を地域全体の取り組みとして実施するとともに、指導者の育成を図ります。

今後も、青少年を地域の諸活動の中で育てていき、地域の連帯感の醸成を図ります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
参加者数	830 人	900 人

【3】障害のある子どもやその家庭への支援体制づくりの推進

障害者相談支援事業（障害福祉課）

在宅で生活している障害者（身体・知的・精神）や障害児とその家族の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行っています。一般相談については、3 箇所の生活支援センターに委託する他、ピアカウンセリングについても 3 つの障害者団体に委託して相談支援を行っています。今後も、多様化する相談内容に迅速かつ適切に対応していきます。

ホームヘルパーの派遣（障害福祉課）

日常生活を営むのに著しく支障のある障害児（家庭）を対象として、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や行動援護などを行っています。

障害児短期入所（障害福祉課）

在宅で生活している 18 歳未満の障害児を対象として、家庭においてその介護を行う人の病気、その他の理由により家庭で介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間入所し、夜間も含め必要な介護を行っています。

日中一時支援（障害福祉課）

在宅で生活している 18 歳未満の障害児を対象として、日中に監護する人がいない場合に、施設などで見守りや社会に適應するための日常的な訓練などの支援を実施しています。

児童デイサービス（障害福祉課）

在宅で生活している 18 歳未満の障害児または障害の疑いのある児童を対象として、日常生活・集団生活への適応訓練等を実施しています。

心身障害児在宅介護等支援（障害福祉課）

在宅で生活している重症心身障害児、知的障害児、重度身体障害児を対象として、一時的に介護を必要とする在宅の心身障害児の介護または送迎をあらかじめ登録した介護人が行った場合に、その介護人に手当を支給しています。

障害児保育（保育課）

障害のある子どもの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育所職員の研修等による保育体制の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと早期支援、就学への適切な引継ぎを行う等、障害児教育の充実を図ります。

・ P 50「障害のある子どもの保育・教育における関係機関等との連携フロー図」参照

特別支援教育推進事業（学校教育課）

一定の資格を有する指導員や地域のボランティア等を学校に派遣し、個別指導や担任の補助、学習活動、環境整備、安全等の支援をしています。また、講師を派遣し研修等を開催しています。今後もボランティアの登録数や派遣回数増加のため、事業の周知に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
ボランティア登録人数	77 人	80 人

・ P 50「障害のある子どもの保育・教育における関係機関等との連携フロー図」参照

徳島市特別支援教育相談チームの派遣（学校教育課）

幼稚園・小学校・中学校に在籍する特別な支援の必要な幼児・児童及び生徒への指導の充実を図るため、特別支援教育相談チームの専門的知識経験を有する委員を派遣しています。

学校支援助教員の配置（学校教育課）

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの特性に応じたきめ細かい指導の充実を図るために、小中学校に学校支援助教員を配置しています。

「就学支援シート」の作成と活用の推進（学校教育課）

希望する保護者が、保育所（園）・幼稚園・療育機関と協力して作成し、就学する小学校に配慮して欲しい点などを引き継ぐための「就学支援シート」の活用を推進しています。

訪問教育指導主事の派遣（教育研究所）

訪問教育を希望する市内の小中学校に訪問教育指導主事を派遣し、特別支援学級の担任と連携しながら、在籍する児童に個々に応じた適切な指導や支援を行っています。

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

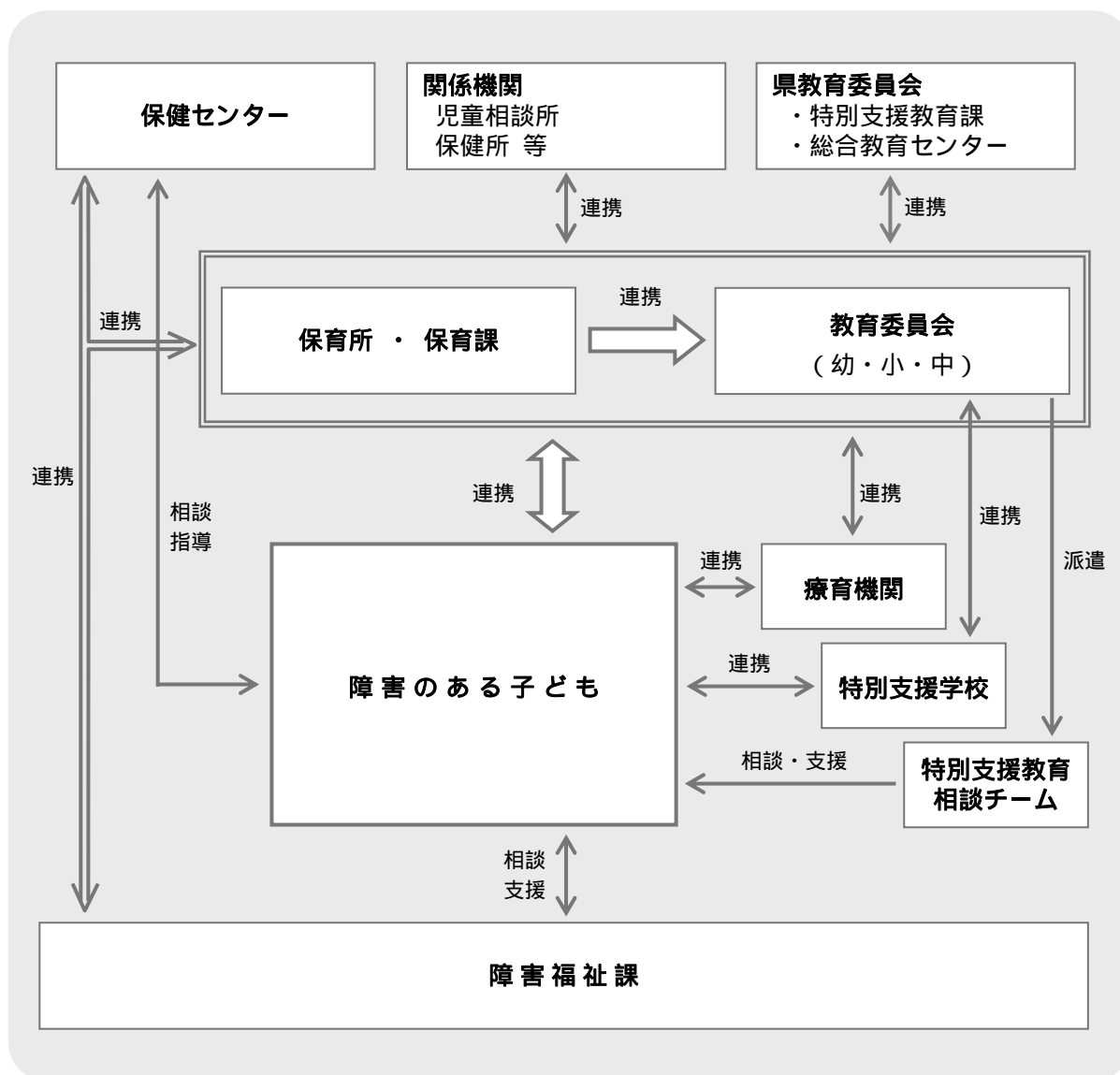
徳島市就学指導委員会教育調査事業（教育研究所）

幼児・児童・生徒の特別支援学校への就学（転学）並びに、特別支援学級・通級指導教室への入級（退級）の判断を行う徳島市就学指導委員会審議会及び個々に合った就学指導が適切に行われるように教育調査事業を実施しています。

教育相談会及び教育相談の実施（教育研究所）

一人ひとりに合わせた適切な支援ができるように専門家による教育相談会を開催しています。また、市内の保育所（園）・幼稚園・小、中学校からの要請に応じて訪問し、個々に応じた適切な教育環境について教育相談を実施しています。なお、関係機関等とも連携を図り、断続的な相談につなげています。

障害のある子どもの保育・教育における関係機関等の連携フロー図



* 専門機関、専門職員等の連携・協力により、支援や配慮の必要な子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じた適切な保育・教育を行います。

基本目標3 子育てを支援するまちづくり

(1) 子育てと仕事や社会活動の両立支援

現状と課題

女性の高学歴化や就業構造の変化、生活水準向上への意欲等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になりつつあります。そのため、保護者が仕事と子育てを両立するためには、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実が不可欠となっています。また、近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化してきているため、利用者の視点に立ったきめ細かなサービスの提供が求められています。

また、普段は保護者が家において子どもの面倒をみており、保育サービスを利用する必要がない家庭でも、保護者の急な用事や病気、妊娠や出産、育児疲れなどから一時的な保育サービスを必要とする場合があり、多様な保育サービスを利用できる環境を整備することが重要となっています。

施策の方向

【1】地域における子育て支援サービスの充実

現在実施している事業のニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種サービスの充実を図ります。

【2】保育サービスの充実

新しい保育指針のもと今後さらに本市の保育水準の向上に努めるとともに、乳児の受入れ枠の拡大等による保育所待機児童の解消や、就労形態の多様化等に対応した保育サービスの拡充に努めます。

市立保育所は、均質な保育サービスを提供するセーフティネットとして、児童の望ましい集団活動ができるクラス編成や効率的な保育所運営を目指して再編計画を実施するとともに、私立認可保育所においては、多様な保育サービスの提供や特色のある保育の実施に積極的に取り組みます。

【3】放課後児童対策及び育児支援サービスの推進

放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童クラブの設置状況や地域の保護者のニーズ等を考慮しながら充実を進めます。

【4】就業環境の整備に対する支援

仕事と子育ての両立に向け、関係機関と連携をとりつつ、関係する法制度等についての啓発に努めます。

具体的施策

【1】地域における子育て支援サービスの充実

ショートステイ事業（子育て支援課）

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合に、養育・保護を行っています。今後も、関係機関に対して事業の周知を図るとともに、近年の児童虐待増加に対して、育児疲れ等を理由とした利用希望者の受入れも積極的に行っていきます。

トワイライト事業（子育て支援課）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を保護し、生活指導や食事の提供等を行っています。今後も、関係機関に対して事業の周知を図るとともに、近年の児童虐待増加に対して、育児疲れ等を理由とした利用希望者の受入れも積極的に行っていきます。

休日預かり（子育て支援課）

保護者が疾病、仕事等により、休日において養育が困難になった場合、児童福祉施設で児童を一時的に預かっています。

ファミリー・サポート・センター事業（商工労政課）

仕事と育児を両立し、安心して働ける労働環境を整備することを目的として、育児の援助を行う者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）による会員組織を設立し、相互援助活動を行うものです。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
会員数	1,706 人	1,900 人

病児・病後児保育事業（保育課）

小学3年生までの子どもが病気中や病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が勤務の都合等の理由により家庭での保育が困難な時に、児童を一時的に預かります。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
実施箇所数	4 箇所	6 箇所
延べ利用日数	702 日	3,102 日

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

地域子育て支援施設事業（保育課）

地域に密着した児童福祉施設として、育児のノウハウを蓄積している保育所（園）などを活用し、育児に関する相談や指導を行います。その他、子育てサークルや子育てボランティア育成のための講習会などを企画・運営しています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
実施箇所数	3 箇所	6 箇所

・ P54「地域子育て支援拠点施設による子育て家庭支援フロー図」参照

商店街ほっとスペース事業（商工労政課）

商店街（籠屋町商店街）の空き店舗を活用して、子ども連れで気軽に集い交流し、また休息するスペース（商店街ほっとスペース「すきっぷ」）を設置することにより、中心商店街の活性化を図るとともに、地域における子育て支援を行っています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
利用者数	13,821 人	14,000 人

わんぱく教室（保育課）

子どもの集団保育の体験や遊びの中で子ども同士の付き合い方を学ぶとともに、保護者は保護者同士で交流や育児相談をすることを目的として、保育所（園）を開放し、親子での体験保育を実施しています。

【2】保育サービスの充実

通常保育（保育課）

待機児童の解消に努めるとともに、良好な保育環境の提供に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
保育所（園）の入所児童数	5,220 人	5,120 人

延長保育（保育課）

保護者の就労時間や通勤時間の確保などの理由により、通常の保育所の開所時間（概ね 7 時～18 時までの 11 時間）を超えての保育ニーズに応えるため、延長保育（最長 19 時 30 分まで）を実施しています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
実施箇所数	44 箇所	44 箇所

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

一時預かり事業（保育課）

パート就労その他の就労形態の多様化に伴う一時的な保育で、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の育児疲れ解消等の私的な理由での一時的な保育を実施しています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
実施箇所数	-	11 箇所

休日保育（保育課）

日曜・祝日の保護者の就労等により保育に欠ける子どもに対し、保育を実施しています。

【3】放課後児童対策及び育児支援サービスの推進

学童保育事業（子育て支援課）

就労しているため保護者が昼間に家庭にいない児童に、公設民営で適切な遊び及び生活の場を提供しています。女性の社会進出や核家族化などの社会情勢の変化により利用人数の増加が見込まれるため、今後は施設整備や老朽箇所の修繕を行い、児童が安心して過ごせる場所の提供に努めます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
登録利用者数	1,544 人	1,860 人

放課後子ども教室推進事業（社会教育課）

地域の方々の参画を得て、放課後に小学校の余裕教室を活用し、子どもがともに勉強やスポーツ・文化活動・交流活動等に取り組めるようにし、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。今後も、保護者をはじめ地域の関係者に事業の意義を伝え協力を呼び掛けていきます。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
教室数	6 箇所	10 箇所

児童館整備事業（子育て支援課）

児童が安心して遊べる場を提供するとともに、母親クラブ、子育てサークル等の活動拠点として整備を進めています。

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
児童館数	19 館	21 館

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

【4】就業環境の整備に対する支援

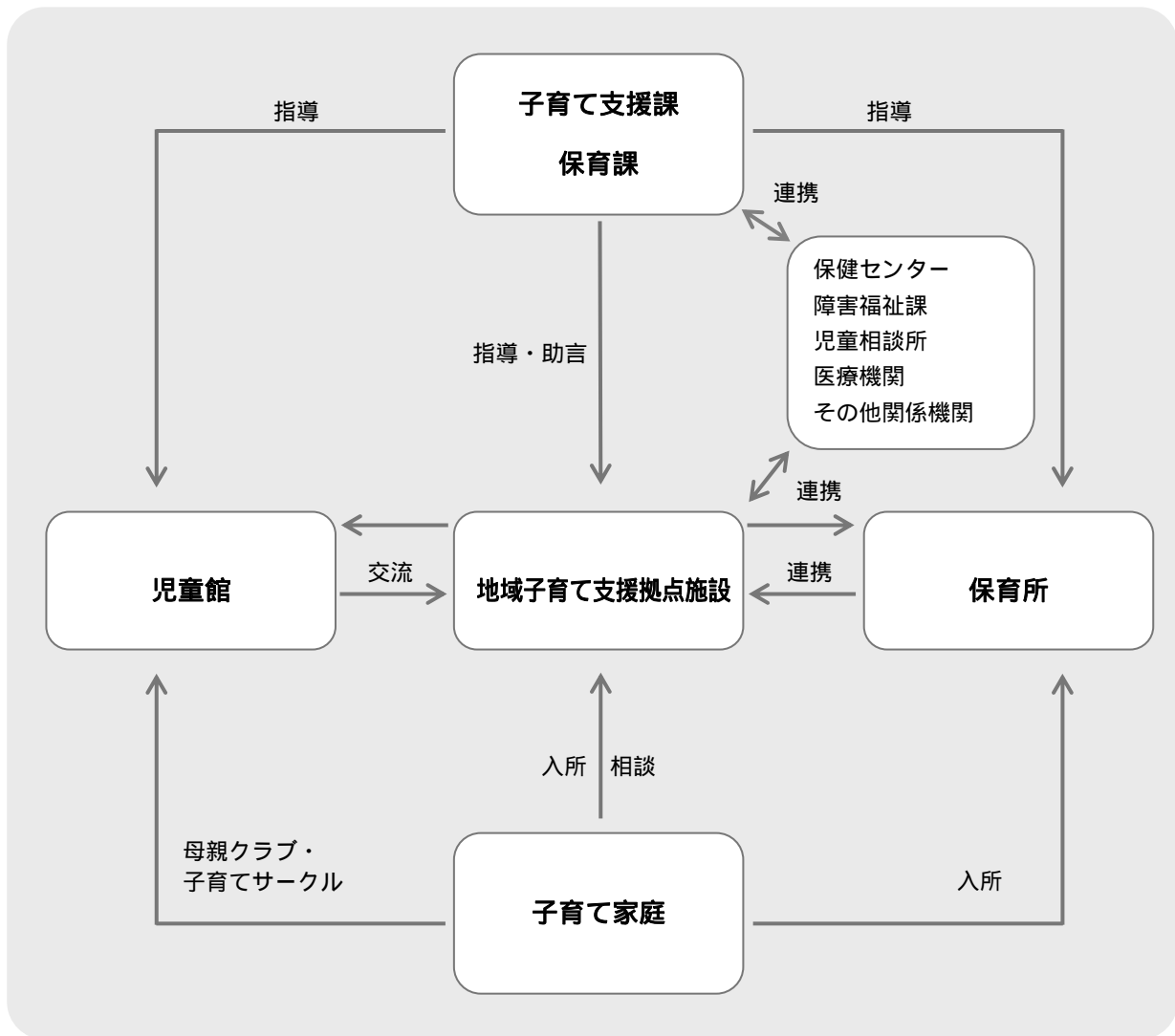
事業所への啓発（商工労政課）

国・県その他の関係機関と連携し、就労環境の整備について事業所の理解と協力体制づくりの啓発を行います。

企業誘致の推進（商工労政課）

就労機会を増やすために雇用奨励金を交付し、企業誘致に努めます。

地域子育て支援拠点施設による子育て家庭支援フロー図



* 地域子育て支援拠点施設の機能を有効活用するため、地域の保育所や児童館との交流を深め、子育てに関する疑問や悩みの相談を行い、子育て家庭の不安軽減に努めます。

(2) 子育てにおける男女共同参画の推進

現状と課題

平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指した取り組みが進められています。

子育てにおける男女共同参画を進めていくためには、女性の多様な働き方を推進するための条件整備とともに、男女の相互協力により、育児等を積極的に担うことが大切です。

施策の方向

【1】男女がともに子育てをする意識啓発等の推進

父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどの開催により、男性の育児への積極的な参加を促進します。

【2】ワーク・ライフ・バランスの推進

徳島東部地域の 12 市町村で組織する「徳島東部地域子育て支援推進協議会」において、同地域所在内に所在する従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる中小企業の表彰等を通して、事業主に対し、一般事業主行動計画策定の促進を図ります。

具体的施策

【1】男女がともに子育てをする意識啓発等の推進

男女共同参画情報誌の発行（女性センター）

	実績（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
発行部数	5,000 部	5,000 部

【2】ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援優良企業表彰（子育て支援課）

一般事業主行動計画を策定し、子育てしやすい労働環境の整備に努めている企業を表彰します。

注： は、徳島市総合計画等において、優先的に取り組むべき項目（リーディングプロジェクト・重点事業）

事業の数値目標

事業名		平成 21 年度 (現状値)		平成 26 年度 (目標値)	
平日昼間の保育サービス					
3 歳 未 満 児	認可保育所	2,199	人	2,475	人
	保育 5 サービス	2,582	人		
	うち 家庭的保育事業	0	人	0	人
3 歳 以 上 児	認可保育所	3,021	人	2,645	人
	保育 5 サービス	3,548	人		
	うち 家庭的保育事業	0	人	0	人
	保育 6 サービス	4,337	人		
	うち 認可保育所 + 家庭的保育 + 幼稚園の預かり保育	3,811	人		
延長保育事業		44 941	箇所 人	44 1,180	箇所 人
夜間保育事業		0 0	箇所 人	0 0	箇所 人
トワイライト事業		2 51	箇所 人	2 70	箇所 人
休日保育事業		2 19	箇所 人	2 40	箇所 人
病児・病後児保育事業		4 702	箇所 日	6 3,102	箇所 日
放課後児童健全育成事業		29 1,544	箇所 人	40 1,860	箇所 人
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)		3	箇所	6	箇所
一時預かり事業				11 49,500	箇所 日
ショートステイ事業		4	箇所	4	箇所
ファミリーサポートセンター事業		1	箇所	1	箇所

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内における総合的推進体制の充実

次世代育成支援に関する施策は様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、子育て支援推進本部を活用し、全庁的な体制のもと、年度ごとに各施策の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取り組みを行うとともに、専門的知識を要する課題については、関係課からなる幹事会を活用し、施策の検討・調整を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向に適確かつ柔軟に対応するため、情報収集に努め、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

2 進行管理・評価・チェック

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。

目標年次における到達を目指し、各年度において計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていきます。

3 住民・関係団体等との協働体制

次世代育成の取り組みを推進するうえで、市民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画を広く市民に理解してもらうために、広報や市ホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、この計画の周知に努めます。

また、この計画の実施状況等に係る情報を市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と活動者・団体との連携を図ります。

資料

次世代育成支援対策推進法

(平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号)

最終改正：平成 20 年 12 月 3 日法律第 85 号

第一章 総則（第 1 条 第 6 条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第 7 条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第 8 条 第 11 条）

第三節 一般事業主行動計画（第 12 条 第 18 条）

第四節 特定事業主行動計画（第 19 条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第 20 条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第 21 条）

第四章 雑則（第 22 条・第 23 条）

第五章 罰則（第 24 条 第 27 条）

附則

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第3項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第六項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第 20 条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第 1 項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で

定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第 21 条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第 22 条 第 7 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第 9 条第 5 項及び第 10 条第 2 項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第 7 条第 2 項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第 23 条 第 12 条から第 16 条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第 24 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条第 2 項の規定に違反した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 20 条第 5 項の規定に違反した者

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第一号から第三号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日法律第 25 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 10 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第 62 号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成 13 年法律第 49 号)第 157 条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 334 条(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第 457 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第 157 条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第 62 号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成 20 年 12 月 3 日法律第 85 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 3 条及び第 9 条の規定 公布の日
- 二 第 3 条中次世代育成支援対策推進法第 4 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 22 条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第 2 条の規定及び第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 7 条から第 9 条までの改正規定並びに附則第 5 条及び第 17 条の規定 平成 22 年 4 月 1 日
- 四 第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 12 条及び第 16 条の改正規定並びに附則第 8 条の規定 平成 23 年 4 月 1 日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第 6 条 第 3 条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第 12 条第 3 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 1 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第 12 条第 5 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 4 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第 7 条 新法第 12 条の 2 第 1 項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第 12 条第 1 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第 12 条の 2 第 2 項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第 12 条第 4 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第 8 条 附則第 1 条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項に規定する一般事業主が第 4 条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第 12 条第 4 項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第 1 条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第 4 条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 9 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

徳島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）策定経過

年	月	内 容	
平成 21 年	1 月	徳島市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施	
	5 月	徳島市子育て支援推進本部の開催	
	6 月	徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議の設立	
	7 月	第 1 回 徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議の開催	
	8 月	先行報告事業の目標数値（案）を徳島県へ報告	
	9 月	第 2 回 徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議の開催 第 3 回 徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議の開催	
	10 月	徳島市子育て支援推進本部の開催	
	11 月	徳島市子育て支援推進本部の開催	
	12 月	「徳島市次世代育成支援対策行動計画・後期計画（案）」及び概要版のパブリックコメントの実施（～平成 22 年 1 月 14 日）	
	平成 22 年	1 月	
		2 月	徳島市子育て支援推進本部の開催
		3 月	市民への公表

徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、徳島市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に伴う検討を行うにあたり、必要な助言を得るため、徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 市民会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 市民会議は、委員18名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉、教育関係者
- (3) 関係団体の代表およびその他市長が必要と認めるもの。

(会長および副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長それぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は会務を統括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は第1条の目的を達成したときまでとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 市民会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は第3条に定める者のほか、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、保健福祉部福祉事務所子育て支援課に置く。

- 2 市民会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は会長が市民会議に招って定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱による最初の市民会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。
- 3 この要綱は、市民会議の目的が達成されたときに、その効力を失う。

徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議委員名簿

(50 音順)

団体名、役職等	氏 名
徳島市私立認可保育園連盟会長	青 木 史 朗
徳島市私立幼稚園協会会長	秋 山 義 孝
徳島市小学校校長会長（新町小学校長）	和 泉 一 朗
徳島市民生委員・児童委員協議会長	伊 勢 悦 子
地域子育て支援センター代表	上 野 由 弘
徳島文理大学人間生活学科名誉教授	寒 川 伊佐男
徳島市社会福祉協議会常務理事	日 下 正 義
徳島市・名東郡小・中学校 P T A 連合会連絡協議会長	黒 坂 恭 史
徳島市子育て文化創造条例検討市民会議公募委員	小 林 美智代
徳島市コミュニティ協議会連合会長	島 田 和 男
徳島市子育て文化創造条例検討市民会議公募委員	祖父江 理 佳
徳島市中学校長会長（城西中学校長）	長 澤 孝
徳島県経営者協会専務理事	濱 田 行 雄
徳島県労働者福祉協議会長	久 積 育 郎
徳島市国公立幼稚園 P T A 連合会長	平 田 忠 志
鳴門教育大学学校教育研究科准教授	福 井 典 代
N P O 法人子育て支援ネットワークとくしま理事長	松 崎 美穂子

徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例

平成 21 年 9 月 30 日

条例第 26 号

長い歴史と伝統を持ち、吉野川や眉山の豊かな自然に恵まれた徳島市に暮らす私たちは、ふるさとのこのまちで次代を担う子どもたちを、多くの人々に支えられながら健やかに育てていきたいと願っている。

しかし、近年、核家族化の進行、人々の価値観の多様化、就労形態の変化等に伴う人間関係や地域共同体としての連帯意識の希薄化等により、子育て経験者や地域住民から子育ての知恵や支援が得られにくくなり、子育て家庭の孤立化、子育てに対する不安感や負担感の増大を招いている。

このような状況に対して、私たちは、子どもと子育て家庭を愛情を持って優しく見守り、ともに手を差し伸べ合うことの重要性を認識し、子育てを社会全体で支えていかなければならない。

ここに、私たちは、一人一人が子育てを支援していくことを通じて、地域の人と人とのつながりを再生し、だれもが安心して子どもを生み、育て、子育てに伴う誇りと喜びを共有することのできるまちづくりを推進するとともに、こうした取組の継続が、徳島市の子育ての文化として培われ、将来に受け継がれていくことを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、子育て支援について、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、子育て支援団体、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体が一体となった地域ぐるみの子育て支援を推進し、もって豊かな子育ての文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て支援 子育て家庭及び子どもの健全な育成に対する支援その他の安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境を整備するための取組をいう。
- (2) 子育て支援団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人、子育てサークルその他の子育て支援に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 学校等 幼稚園、小学校、中学校その他の学校教育施設及び保育所、児童館その他の児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第 3 条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 保護者が子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う誇りと喜びを実感することができるよう配慮すること。
- (3) だれもが安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境を整備すること。
- (4) 社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上を図ること。
- (5) 市、市民、子育て支援団体、事業者及び学校等が相互に連携し、協働して取り組むこと。
- (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思及び価値観が尊重されるよう配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的にこれを実施するものとする。

2 市は、市民、子育て支援団体、事業者及び学校等（以下この条及び第10条から第12条までにおいて「市民等」という。）が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うものとする。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び国、県その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携し、協働して取り組むものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの行動及び人格の形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めるものとする。

2 保護者は、子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の生きる力を身に付けることができるよう努めるものとする。

3 保護者は、地域社会の一員として、子どもとともに伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取り組み、地域とのかかわりを大切にしよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子育ての意義及び子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

3 市民は、市が実施する子育て支援に関する施策並びに子育て支援団体、事業者及び学校等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進するとともに、市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域における子育て支援の拡充に資するよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、子ども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 子育て支援団体は、市が実施する子育て支援に関する施策並びに市民、事業者及び学校等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、その雇用する従業者が子どもとのかかわりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備するとともに、地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する子育て支援に関する施策並びに市民、子育て支援団体及び学校等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等の生きる力を身に付けることができるようにするとともに、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 学校等は、保護者、市民、子育て支援団体、事業者及び関係機関と相互に連携して、子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりに努めるものとする。

3 学校等は、市が実施する子育て支援に関する施策並びに市民、子育て支援団体及び事業者が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第10条 市は、保護者が必要な子育てに関する情報及び学習の機会の提供を行うものとする。

2 市は、子ども及び子育てに関する保護者からの相談に迅速かつ適切に対処するため、市民等及び関係機関と相互に連携した相談体制を整備するものとする。

3 市は、前2項に掲げるもののほか、子育てに関する保護者の負担の軽減、子育てをしやすい生活環境の整備など、子育て家庭を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(子育てを支援する仕組みづくり)

第11条 市は、市民等が行う子育て支援に関する活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の促進、人材の育成その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、子どもがのびのびと活動できる場並びに子ども、保護者及び市民等が広く交流できる場を確保するなど、地域における子育ての拠点づくりを行うものとする。

3 市は、子育ての意義及び子育て支援の重要性について市民等の関心と理解を深め、子育て支援に関する活動への市民等の積極的な参加を促進するため、情報の発信、学習の機会の提供その他の必要な広報又は啓発を行うものとする。

4 市は、前3項に掲げるもののほか、地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを整備するため必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、保護者、市民等及び関係機関と相互に連携し、協働して子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(公表)

第13条 市長は、毎年度、子育て支援に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市子育て支援推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 徳島市子育て支援に関する諸課題を総合的見地から検討するため、庁内組織として、徳島市子育て支援推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子育て支援都市宣言に関する事項
- (2) 子育て支援推進のための施策に関する事項
- (3) その他子育て支援推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、第一副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、第二副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたとき、本部長が指名する副本部長は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、推進本部の構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、本部長が選任するメンバーをもって構成し、推進本部に付議すべき事項を事前に調査研究する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、子育て支援課において処理する。

(必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市子育て支援推進本部委員名簿

企 画 政 策 局 長
総 務 部 長
財 政 部 長
市 民 環 境 部 長
保 健 福 祉 部 長
経 済 部 長
都 市 整 備 部 長
土 木 部 長
危 機 管 理 監
理 事
消 防 局 長
水 道 局 長
交 通 局 長
病 院 局 長
教 育 長

徳島市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）における主要施策の整備目標

事業名	数値内容		平成 20 年度 (計画策定時) 実績	平成 26 年度 目標
	項目	単位		
1. 子どもに優しいまちづくり				
(1) 親と子の健康の確保及び増進				
子どもや母親の健康の確保				
母子健康手帳交付事業	届出割合	%	90.8	100.0
妊婦健康診査事業	一般受診率	%	92.3	95.0
乳児健康診査事業	受診率	%	91.3	98.0
1歳6カ月児健康診査事業	受診率	%	94.3	98.0
3歳児健康診査事業	受診率	%	92.2	98.0
乳幼児等健康相談事業	相談件数	件	5,305	6,800
母子保健訪問指導等事業	訪問件数	件	819	900
低体重児届出受理・未熟児訪問指導事業	訪問指導実施率	%	100.0	100.0
ポリオ予防接種事業	接種率	%	84.6	100.0
三種混合予防接種事業	接種率	%	109.7	100.0
二種混合予防接種事業	接種率	%	61.1	100.0
麻しん風しん混合予防接種事業	接種率：1期	%	97.8	100.0
	接種率：2期	%	95.3	100.0
	接種率：3期	%	94.1	100.0
	接種率：4期	%	82.3	100.0
日本脳炎予防接種事業	接種率：1期	%	65.4	100.0
	接種率：2期	%	51.3	100.0
B C G 接種事業	接種率	%	102.5	100.0
私立幼稚園助成事業（健康診断）	園児数	人	761	継続
食育の推進・健康な生活習慣の確立				
パパママクラス	参加者数	人	487	700
フッ化物塗布推進事業	実施率	%	30.9	35.0
小児医療体制の充実（緊急医療体制の推進）				
小児救急医療業務	受入患者件数	件	3,240	3,000
ハイリスク分娩管理及びNICUの充実	NICU 延べ入院患者数	人	1,736	1,825

事業名	数値内容		平成 20 年度 (計画策定時) 実績	平成 26 年度 目標
	項目	単位		
(2) 子どもの成長に資する教育環境の整備				
教育環境の整備				
いじめ問題対策事業	問題解決率	%	80.0	100.0
	講演会参加者数	人	393	250
スクールカウンセラー活用事業	配置箇所数	校	13	15
外国語活動・サポーター派遣事業(H21 より)	サポーター派遣人数	人		57
次世代の親づくり				
児童館学生サポーター事業	登録者数	人	44	100
家庭や地域の教育力の向上				
眉山の四季再発見事業	利用者数	人	4,700	5,000
とくしま観光魅力づくり事業	参加者数	人	11,500	14,000
ブックスタート事業	支給者数	人	1,816	1,870
児童館親子ふれあい事業	参加者数	人	7,713	9,000
親子ふれあいプラザ運営	利用者数	人	54,990	56,000
子どもの個性を伸ばす教育の推進				
のびのびパスポート事業	利用者数	人	281,552	300,000
青少年自然体験学習事業	参加者数	回	80	80
子どもゼミナール	参加者数	人	120	160
いきいきどきどき徳島学遊塾	参加者数	人	8,119	8,500
イベント情報紙発行	発行部数	部	20,000	20,000
アウトリーチ活動(演奏会実施)	実施箇所	箇所	3	3
	入場者数	人	300	300
汚水処理に関する出前講座	実施回数	回	3	7
(3) 子どもたちの安全の確保				
交通安全の確保				
交通安全推進事業	参加者数	人	51,177	52,000
子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進				
街頭補導：専門補導員活動事業	実施回数	回	550	550

事業名	数値内容		平成 20 年度 (計画策定時) 実績	平成 26 年度 目標
	項目	単位		
2. 子育てに優しいまちづくり				
(1) 育児不安への対応				
子育てに関する情報提供の推進				
子育て支援総合冊子作成	発行冊数	冊	8,000	8,000
子育て支援総合コーディネイト事業	コーディネーター 配置人数	人	1	1
子育てに関する相談体制の推進				
こんにちは赤ちゃん事業	訪問者率	%	94.2	100.0
家庭教育相談事業	配付枚数	枚	未実施	75,000
要保護児童対策の充実				
家庭児童相談	相談件数	件	501	520
ひとり親家庭等への支援の充実				
母子自立支援員活動	延活動件数	件	4,327	6,000
(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減				
出産及び乳幼児期における経済的支援の推進				
出産育児一時金(国保特会)	支給件数	件	279	継続
乳幼児等医療費助成	支給対象者数	人	14,883	継続
子ども手当の支給	延支給児童数	人	260,249	継続
助産施設への入所相談	延相談件数	件	41	30
就園奨励事業	私立援助人数	人	289	継続
	市立援助人数	人	159	継続
第3子以降園児保育料負担軽減補助	支給人数	人	45	継続
就学期における経済的支援の推進				
就学援助	小学生援助人数	人	2,149	継続
	中学生援助人数	人	1,237	継続
家庭の状況に応じた経済的支援の推進				
特別児童扶養手当の支給	受給世帯数	世帯	596	継続
障害児福祉手当支給	受給者数	人	130	継続
児童扶養手当の支給	受給世帯数	世帯	2,675	継続
母子家庭自立支援給付金	支給者数	人	7	40

事業名	数値内容		平成 20 年度 (計画策定時) 実績	平成 26 年度 目標
	項目	単位		
(3) 子育てを支援する生活環境の整備				
子育てをしやすい生活環境の整備				
都市公園の整備	市民一人当たり面積	m ² /人	12.38	12.5
児童遊園遊具等設置費補助	補助箇所数	箇所	0	3
超低床バス導入	整備台数	台	16	継続
地域ぐるみの子育て支援の推進				
子どもまつり	参加者数	人	3,000	5,000
地域ふれあい事業	参加者数	人	5,108	6,900
母親クラブ活動事業	参加者数	人	40,986	46,000
子育て応援・支援団出前事業	派遣回数	回	123	135
保育所地域活動事業	実施箇所数	箇所	64	62
未就園児園開放事業	開放回数	回	640	800
青少年健全育成事業	参加者数	人	830	900
障害のある子どもやその家庭への支援体制づくりの推進				
障害者相談支援事業	延べ利用者数	人	8,894	10,975
特別支援教育推進事業	ボランティア登録人数	人	77	80
3 . 子育てを支援するまちづくり				
(1) 子育てと仕事や社会活動の両立支援				
地域における子育て支援サービスの充実				
ショートステイ事業	実施箇所数	箇所	4	4
トワイライト事業	実施箇所数	箇所	2	2
ファミリー・サポート・センター事業	会員数	人	1,706	1,900
商店街ほっとスペース事業	利用者数	人	13,821	14,000
病児・病後児保育事業	実施箇所数	箇所	4	6
地域子育て支援拠点事業 (親子ふれあいプラザ含む)	設置箇所数	箇所	3	6
わんぱく教室	延利用者数	組	258	300

事業名	数値内容		平成 20 年度 (計画策定時) 実績	平成 26 年度 目標
	項目	単位		
保育サービスの充実				
通常保育事業	入所児童数	人	5,220	5,120
	定員	人	4,970	5,025
乳児保育事業	実施箇所数	箇所	44	46
延長保育事業	実施箇所数	箇所	44	44
障害児保育推進事業	受入児童数	人	223	230
一時預かり事業 (H21 より)	実施箇所数	箇所		11
休日保育事業	実施箇所数	箇所	2	2
家庭支援推進保育事業	実施箇所数	箇所	8	8
認可外保育施設助成事業	施設数	箇所	21	24
放課後児童対策及び育児支援サービスの推進				
学童保育事業	設置クラブ数	クラブ	29	40
	入所人数	人	1,544	1,860
児童館整備事業	施設数	館	19	21
放課後子ども教室推進事業	教室数	箇所	6	10
(2) 子育てにおける男女共同参画の推進				
① 男女がともに子育てをする意識啓発等の推進				
男女共同参画情報誌の発行	発行部数	部	5,000	5,000
ワーク・ライフ・バランスの推進				
子育て支援優良企業表彰事業	表彰企業数	社	6	

用語解説

あ行

アウトリーチ

英語で「外へ(out)手を伸ばす(reach)」ことを意味する。社会福祉などの分野で支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ支援を届ける取り組みの意味。

一般事業主行動計画

平成 15 年 7 月に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を策定する計画。

- (1) 従業員数が 301 人以上の企業は平成 21 年 4 月 1 日以降義務
- (2) 従業員数が 101 人以上 300 人以下の企業は平成 23 年 4 月 1 日以降義務
(平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務)
- (3) 従業員数が 100 人以下の企業は平成 21 年 4 月 1 日以降努力義務

N I C U (エヌアイシーユー)

(Neonatal Intensive Care Unit) の略語。新生児特定集中治療室。病院において、早産児や低体重出生児、また何らかの病気を持っている新生児を集中的に治療する部門。

エンゼルプラン

平成 6 年(1994 年)に文部・厚生・労働・建設省が社会全体で総合的に子育てを行うことを目的に合意し、公表した「今後の子育てのための施策の基本的方向について」のこと。

か行

家庭的保育事業

保育所との連携を図りながら、保育士など市町村長が認定する保育者が、保育者の居宅などにおいて 5 人以下の乳幼児の保育をすること。

「保育ママ制度」ともいう。

ケースマネジメント

福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

合計特殊出生率 = (母親の年齢別出生数 / 年齢別女子の人口) の 15 ~ 49 歳の合計

コーディネイト

物事を調整し、まとめること。

コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

さ行

自然動態

人口を変化させる要因で、出生・死亡・婚姻・離婚によるもの。

児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

児童相談所

児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、問題児童の指導・一時保護などの業務を行う都道府県の機関。

児童遊園

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋外型の児童厚生施設。

社会動態

人口を変化させる要因で、流入・流出によるもの。

助産施設

児童福祉法に基づき、国または都道府県が設置するよう定められている、児童及び妊産婦の福祉を図るための施設。

（助産制度：経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦が安心して病院で出産するための制度）

少子化対策推進基本方針

「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）の趣旨を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定。

食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

ショートステイ事業

児童の養育が保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで困難になった場合、児童を福祉施設で一時的に養育する事業。

新エンゼルプラン

平成 11 年に、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣合意で策定された少子化対策の平成 16 年度目標の実施計画の通称。正式名称は「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種である。

た行

第一次産業

産業分類のひとつ。原材料・食料など最も基礎的な生産物の生産に関わる産業。農・林・水産業など。

第三次産業

産業分類のひとつ。商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業などをいう。日本の統計では電気・ガス・水道業を含める。

第二次産業

産業分類のひとつ。製造業・建設業・鉱工業・ガス・電気・水道業などをいう。日本の統計では、ガス・電気・水道業は第三次産業に含まれる。

単独世帯

世帯構造のひとつの分類で、世帯員が一人だけの世帯。「単身世帯」や「シングル世帯」とも呼ばれる。

地域子育て支援拠点施設

地域における子育て親子への家庭の充実を図るため、専任スタッフを配置し、子育て親子の交流、子育てについての相談、情報の提供、子育てへの助言などの援助を行う施設。

徳島市総合計画

徳島市の将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示し、それらの施策を総合的・体系的に取りまとめた計画。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007 年 4 月 1 日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

都市公園

都市公園法第 2 条及び都市計画法第 11 条第 1 項～第 2 項に該当する土地で、同法では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地

トワイライト事業

保護者が仕事などの理由により、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合及び出張などで継続的に帰宅できない場合等に、一時的に子供また、状況によっては母子共に児童福祉施設に保護する事業。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づき、国が定める最低基準に適合し、都道府県等が設置を認可した施設。

は行

ピアカウンセリング

何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング。

フィルタリングソフト

未成年にふさわしくない内容のサイトの閲覧を防止するため、特定のサイトへのアクセスを禁止し、ページを表示させないソフトウェア。学校や家庭などで利用される。

フッ化物塗布

歯科医師または歯科衛生士が実施する優れたう蝕予防手段の1つ。

保育5サービス

認可保育所（園）・認証保育所（園）・認可外保育所（園）・事業所内保育所（園）・家庭的保育（保育ママ）の5つ。

保育所待機児童

国が定める入所要件を満たし、市町村への保育所の入所申込みをしたにもかかわらず、保育所への入所ができない児童。

保育6サービス

認可保育所（園）・認証保育所（園）・認可外保育所（園）・事業所内保育所（園）・家庭的保育（保育ママ）・幼稚園における預かり保育の6つ。

放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の児童に対し、学校の終了後に指導員が遊びの指導をするなど児童が集団で安心して過ごすことができる場を提供し、その健全な育成を図るもの。徳島市では主に学校の敷地内や近隣に施設が設けられている。

ま行

未婚率

人口に対する未婚者の割合。

ら行

罹患率

特定の期間内に集団に新たに生じた疾病の症例数を割合として示すもの。

わ行

ワークショップ

「体験型講座」と訳され、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営され、近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。また、人権教育にも用いられている。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

徳島市次世代育成支援対策行動計画
平成 2 2 年 3 月

発行 徳島市
編集 〒 7 7 0 - 8 5 7 1
徳島市幸町 2 丁目 5 番地
徳島市保健福祉部福祉事務所
子育て支援課
TEL 088-621-5192
FAX 088-655-0380